

公共政策大学院

講 義 要 綱

平 成 22 年 度
(2010 年度)

東北大學法學研究科
公共政策大学院

公共政策大学院
授業科目一覧

平成 22 年度 公共政策大学院授業科目一覧
(平成 21・22 年度入学者用)

授業科目	単位	責任教員	開講学期	配当学年	週授業回数	備考	頁
(1) 必須科目							
公共政策ワークショップ I	12		通年	M 1	3 コマ		
プロジェクト A		苦瀬					1
プロジェクト B		諫訪園					4
プロジェクト C		橋本					7
プロジェクト D		戸澤					10
公共政策ワークショップ II	12		通年	M 2	3 コマ		12
公共政策の展望と方法論	2	牧原、坪野、戸澤、金谷	*	M 1	*		13
(2) 基幹科目							
国際社会と各国法秩序	2	植木	後期	M 1, 2	1 コマ		15
租税制度論	2	濵谷	前期	M 1, 2	1 コマ		16
政策税制論	2	濵谷	後期	M 1, 2	隔週 2 コマ		18
統治機構の動態分析	2	牧原	後期	M 1, 2	1 コマ		19
経済学理論	4	阿部	後期	M 1, 2	2 コマ		23
財政学	2	只友	*	M 1, 2	*		25
政策分析の基礎と応用	4	久武	前期	M 1, 2	2 コマ		27
公共法政策通論	4	牧原	通年	M 1, 2	隔週 2 コマ		28
地域社会と公共政策論 II	4	西泉	前期	M 1, 2	2 コマ		30
地方自治法	2	飯島	後期	M 1, 2	1 コマ		32
環境法	2	苦瀬	前期	M 1, 2	1 コマ		33
社会福祉法	2	志田	前期	M 1, 2	1 コマ		36
現代の行政法とその横断的検討	2	仲野	前期	M 1, 2	隔週 2 コマ		38
公共政策基礎理論	4	牧原、稻葉、植木、大西	前期	M 1, 2	2 コマ		39
健康・医療と公共政策	2	坪野	後期	M 1, 2	1 コマ		43
(3) 展開科目							
租税法原論	2	濵谷	後期	M 1, 2	1 コマ	他専攻等と合同	44
国際関係論演習	4	戸澤、金	通年	M 1, 2	隔週 2 コマ	"	45
実務労働法 I	2	原	前期	M 1, 2	隔週 2 コマ	"	47
実務労働法 II	2	原	*	M 1, 2	*	"	49
社会保障法	2	嵩	前期	M 1, 2	1 コマ	"	51
経済法 I	2	滝澤	後期	M 1, 2	2 コマ	" (後期を二分し、前半に行う)	53
経済法 II	2	滝澤	後期	M 1, 2	2 コマ	" (後期を二分し、後半に行う)	55
トランクショナル情報法	2	芹澤、早川	後期	M 1, 2	1 コマ	"	57
ジェンダーと法演習	2	辻村	前期	M 1, 2	1 コマ	"	59
東アジア政治外交論演習	2	金	後期	M 1, 2	1 コマ	"	61
ヨーロッパ政治史演習	4	平田	後期	M 1, 2	2 コマ	"	62
法と経済学	2	森田	前期	M 1, 2	1 コマ	"	63
環境法 II	2	大塚	*	M 1, 2	*	"	65
行政学演習	4	牧原	通年	M 1, 2	隔週 2 コマ	"	67
社会資本整備政策演習	4	小玉	前期	M 1, 2	2 コマ	"	68
A S E A N 論演習	2	橋本	後期	M 1, 2	1 コマ	"	69
西洋政治思想史演習	4	犬塚	通年	M 1, 2	隔週 2 コマ	"	71
Japan, East Asia and the World	4	大西、孫	後期	M 1, 2	2 コマ	"	72

注：*は集中講義である。

平成 22 年度 公共政策大学院授業科目一覧
(平成 20・19 年度入学者用)

授業科目	単位	責任教員	開講学期	配当学年	週授業回数	備考	頁
(1) 公共政策ワークショップ I							
プロジェクト A	12	苦瀬	通年	M 1	3 コマ		1
プロジェクト B	12	諏訪園	通年	M 1	3 コマ		4
プロジェクト C	12	橋本	通年	M 1	3 コマ		7
プロジェクト D	12	戸澤	通年	M 1	3 コマ		10
(2) 公共政策ワークショップ II							
政策モジュール I ~ VI	12		通年	M 2	3 コマ		12
(3) コア・カリキュラム							
国際社会と各国法秩序	2	植木	後期	M 1, 2	1 コマ		15
租税制度論	2	濵谷	前期	M 1, 2	1 コマ	※	16
政策税制論	2	濵谷	後期	M 1, 2	隔週 2 コマ	※	18
統治機構の動態分析	2	牧原	後期	M 1, 2	2 コマ		19
経済学理論	4	阿部	後期	M 1, 2	2 コマ		23
財政学	2	只友	*	M 1, 2	*		25
政策分析の基礎と応用	4	久武	前期	M 1, 2	2 コマ		27
地域社会と公共政策論 II	4	西泉	前期	M 1, 2	2 コマ		30
地方自治法	2	飯島	後期	M 1, 2	1 コマ		32
環境法	2	苦瀬	前期	M 1, 2	1 コマ		33
社会福祉法	2	志田	前期	M 1, 2	1 コマ		36
現代の行政法制とその横断的検討	2	仲野	前期	M 1, 2	隔週 2 コマ		38
公共政策基礎理論	4	牧原、稻葉、植木、大西	前期	M 1, 2	2 コマ		39
健康・医療と公共政策	2	坪野	後期	M 1, 2	1 コマ		43
(4) 公共法政策通論							
公共法政策通論	4	牧原	通年	M 1, 2	隔週 2 コマ		28
(5) リサーチ・メソッド							
公共政策の展望と方法論	2	牧原、坪野、戸澤、金谷	*	M 1	*		13
(6) 政策体系論							
(7) 展開科目							
租税法原論	2	濵谷	後期	M 1, 2	1 コマ	他専攻等と合同	44
国際関係論演習	4	戸澤、金	通年	M 1, 2	隔週 2 コマ	〃	45
実務労働法 I	2	原	前期	M 1, 2	隔週 2 コマ	〃	47
実務労働法 II	2	原	*	M 1, 2	*	〃	49
社会保障法	2	嵩	前期	M 1, 2	1 コマ	〃	51
経済法 I	2	滝澤	後期	M 1, 2	2 コマ	(後期を三分し、前半に行う)	53
経済法 II	2	滝澤	後期	M 1, 2	2 コマ	(後期を三分し、後半に行う)	55
トランシナショナル情報法	2	芹澤、早川	後期	M 1, 2	1 コマ	〃	57
ジェンダーと法演習	2	辻村	前期	M 1, 2	1 コマ	〃	59
東アジア政治外交論演習	2	金	後期	M 1, 2	1 コマ	〃	61
ヨーロッパ政治史演習	4	平田	後期	M 1, 2	2 コマ	〃	62
法と経済学	2	森田	前期	M 1, 2	1 コマ	〃	63
環境法 II	2	大塚	*	M 1, 2	*	〃	65
行政学演習	4	牧原	通年	M 1, 2	隔週 2 コマ	〃	67
社会資本整備政策演習	4	小玉	前期	M 1, 2	2 コマ	〃	68
A S E A N 論演習	2	橋本	後期	M 1, 2	1 コマ	〃	69
西洋政治思想史演習	4	犬塚	通年	M 1, 2	隔週 2 コマ	〃	71
Japan, East Asia and the World	4	大西、孫	後期	M 1, 2	2 コマ	〃	72

注：*は集中講義である。

※：平成 20 年度以前に「租税制度と政策税制の課題(4 単位)」を単位修得済みの者は、履修できない。

授業科目：公共政策ワークショップⅠ プロジェクトA（12単位）

責任教員：苦瀬 雅仁、牧原 出、飯島 淳子

配当学年：M1年

開講学期：通年

週授業回数：3回

地方公共団体における地球温暖化対策の今後のあり方について

＜目的＞

地球温暖化対策はますます重要な政策課題となっており、地方公共団体による取組も重要な役割を担っている。

温暖化対策の推進に関する法律では、その第4条において「地方公共団体は、その区域の自然的・社会的条件に応じた温室効果ガスの排出の抑制等のための施策を推進するものとする。」等として地方公共団体の責務を定めていることに加え、平成20年の改正により、都道府県及び指定都市等については、従前のような当該行政機関自らの事務事業により排出することとなる温室効果ガス等に関するものだけではなく、「その区域の自然的・社会的条件に応じて温室効果ガスの排出の抑制等を行うための施策に関する事項」として、①太陽光、風力等のエネルギーの利用の促進、②事業者又は住民が温室効果ガスの排出の抑制等に関する活動の促進、③公共交通機関、緑地等に関するものなどの温室効果ガスの排出の抑制等に資する地域環境の整備及び改善に関する施策を定めるものとされた。

このような状況の中、仙台市においても平成14年に改定された現行の地球温暖化対策推進計画を見直し平成23年度を始期とする新たな計画を策定し、それに基づく対策の推進を図ろうとしている。

本ワークショップでは、これらの状況を踏まえて、地方公共団体がその区域における温室効果ガスの排出の量の削減等のためにどのような施策を講じていくべきかに関して、主として仙台市の現状と課題を分析し、仙台市における地球温暖化対策推進計画の過程に関わりつつ、新計画及びそれに基づく今後の対策のあり方について検討を行い、政策提言の形でまとめることとし、これによって、政策の企画立案に関する能力を習得することを目的とする。

＜授業内容・方法＞

概ね以下の順で進めることを想定しているが、具体的な内容及び進め方については、参加者がグループ内の討議を通じて主体的に検討し、決定する必要がある。また、末尾記載のその他に言及した各種の能力の養成を意識しつつ授業を進めることとし、必要に応じてそれらの養成を狙いとした基礎的な指導を加えて進めていくこととする。

(1) 地球温暖化問題及び地方公共団体等における地球温暖化対策に関する現状把握

地球温暖化問題の現状、地球温暖化対策に関する制度や対策の現状、特に仙台市の

地球温暖化問題の現状及び対策について現状を把握する。特に現行の仙台市地球温暖化対策推進計画並びにそれに基づく施策の実施状況及びその下での排出等の現状を把握する。

(2) 現状の把握を踏まえた分析と問題点の抽出

(1) の現状把握を踏まえて、問題点（事実として望ましくない状況となっているものは何か、目指すところに比べて何が足りないか状況であるか）を抽出する。

例えば、温室効果ガス排出に関してどのような問題（どのような分野のどのような排出をどの程度減らさなければならないのかといったこと）があるか、温室効果ガス排出や吸収源に関する状況把握は適切になされているか、温室効果ガスの発生や増減の要因が把握できているか、具体的な問題に対して解決策を立案実施する体制が適切に構築されているか、などの観点から、現状の問題点を抽出する。

(3) 問題点を解決するための課題（取組が必要な事項）の検討・整理

(2) の問題点の要因を分析し、それらを解決する上で必要な事項（課題）を検討・整理する。

(4) 課題に取り組むための施策の検討と政策提言

(3)で明らかにした課題に取り組むための、効果的かつ実行可能な政策を提言する。

＜教科書・教材＞

環境法第2版（大塚直著）、環境六法、環境白書平成21年版、第三次環境基本計画

環境省ホームページ、仙台市ホームページ 等

そのほか、ワークショップを進めていく過程で、必要な教材を適宜紹介する。

（情報検索手法についても早期に習得し、学生自らも必要な情報、新しい情報を自ら発見して行くこととなるよう、授業を行う上で留意する。）

＜成績評価の方法＞

- ① グループの一員として役割を適切に果たしている度合い（取組姿勢やグループに対する貢献度を含む。）
 - ② ワークショップの中間発表及び最終報告の内容（これに関するプレゼンテーションを含む。）
- を総合的に評価して行う。

＜その他＞

このワークショップでは、現状分析や課題・問題点の抽出・提示、政策提言を行う能力に加えて、ワークショップの会議や共同作業を的確に遂行する能力、作業スケジュールを的確に管理する能力、情報検索の手法・調査（ヒアリング、アンケート等含む）の手法・

検討の手法に関する基本的な能力、分かりやすく正確な文書を作成する能力、効果的かつ説得的なプレゼンテーションを行う能力などを養成すること目指す。

授業科目：公共政策ワークショップⅠ プロジェクトB（12単位）

責任教員：諏訪園 貞明、濁谷 雅弘

配当学年：M1年

開講学期：通年

週授業回数：3回

消費者・生活者の視点に立った安心・安全な取引・ものづくりに向けた施策について

＜目的＞

我が国では、毎年のように経済規制に関する多くの法案が新しく立法され、あるいは、改正されているが、こうした法律の法目的をみると、「消費者（購入者、利用者あるいは使用者）の利益（便益）を保護し」「もって公共の福祉の増進を図る」などと規定されているものが少なくなく、消費者に対する安心・安全を優先することが各経済規制の主要な目的の一つであるようにみえる。

他方で、消費者の安心・安全に関する統計を見ると、いわゆるバブル崩壊後、最近に至るまで約20年間に、国民生活センターに寄せられる苦情件数は、急増している。バブル崩壊前には、年間20万件前後の苦情件数しかなかったところ、平成16年には、10倍の200万件近くに達している。その後、経済産業省、内閣府、公取委、金融庁、警察庁等の関係省庁が各種対策を講じたこと等もあってか、100万件近くまで減少したものの、依然として、バブル崩壊前の5倍という高水準にある。その内容を見ると、平成16年に200万件近くまで押し上げた主因たる振り込め詐欺事件に関する苦情は、大幅に減少したもの、その他の取引の安心、製品の安全に関する苦情件数は、漸減傾向にはありながら、依然として高水準にある。

こうした状況も踏まえて、平成19年秋には、福田総理が「真に消費者や生活者の視点に立った行政に発想を転換し、…消費者保護のための行政機能の強化に取り組みます。」とする所信表明演説を行い、これを受けて特定商取引法・割賦販売法の30年振りの抜本的改正や消費者庁の設立、関連する法整備等が実現したところである。

この間、地方においては、例えば東北地方では、秋田県議会において、平成20年春に、国の制度改革を待たずして安心安全な県民生活を実現すべく国の規制よりも一歩進んだ条例案の制定を目指して検討を進める動きがみられた（ただし、その後、当該条例案は、県の商工会議所等の強硬な反対により一旦廃案になっている。）。また、宮城県では、消費生活センターを県庁の建物に移し、センターで収集した情報を直ちに消費者行政に反映できるような体制整備に努めているほか、福島県では、このところ、悪質な業者に対する執行件数を増やしているなど積極的な政策展開を図っている。

したがって、国レベルでは、「消費者や生活者の視点に立った行政に発想を転換する」方向で確実に動き、地方の消費者政策の現場においてもこれに呼応しつつあるのが見て取れる。

ただし、地方の消費者相談の現場においては、各地公体の消費生活センター自体の予算・人員がそれ程充足されたというわけではないなど、依然として、様々な問題を抱えているとの指摘が少なくない。したがって、地方の消費者政策の現場では、こうした予算面・人員面等の制約を乗り越えて、さらに一層有効な手立てを講じるためにどのような取組みが必要とされるのか等の問題については、今後一つ一つ解決が待たれている状況にある。

他方、消費者行政の強力な推進によって規制が強化される側の商工業界においては、これまで特に中小企業に対して保護・育成機能を果たしてきた経済産業局が他の省庁の地方支分部局と整理統合される方向にあることが報道されているほか、また、都道府県においても消費者庁の指揮の下、消費者行政重視に方向転換しつつあるとされ、結果として商工業界に対する保護・育成機能が弱まっていくことも予想される。したがって、商工業界としては、今後、どのように対応していく必要があるのか注目される。また、都道府県としても厳しい財政状況の中で、必要以上に規制を行うことで県の商工会等との関係を悪化させることには強い抵抗を覚えることが予想されるほか、消費者行政を強力に推進する場合には、組織内部において利益相反が生じることも予想される。

本ワークショップは、以上のような状況を踏まえて、東北地方の自治体（宮城県、福島県等）を取り上げ、①国の消費者重視政策への転換を踏まえ、具体的にどのような対応をしているか、あるいは、どのような対応が必要か、望ましいか、②産業育成行政との調和・利益相反的な状況への対応をどうすべきか、③地方分権の動きを踏まえ、経済産業局、財務局、地方整備局等とのこれまでのネットワーク関係をどのように再構築していくべきか等の観点から問題設定を絞って、消費者・生活者の視点に立った安心・安全な商取引・ものづくりに向けた地方行政の今後の在るべき姿を整理・検討していくこととしたい。こうした作業を通じて、最終的には、経済規制に係る企画・立案実務の方法論・法技術論・経済学的論拠等を実戦的に学ぶことを目的とする。

＜授業内容・方法＞

本ワークショップは、概ね以下の通り進めることを想定しているが、より具体的かつ詳細な方法については、参加者自身がグループ内の討議を通じて検討し、決定する。

4～5月 準備期間

- ・ 様々な産業法制、消費者関連法制についてのアウトライン（法制の枠組み、立法の経緯、実際の運用状況等）を学習。
- ・ 消費者関連法制の立法事実たる消費者被害、東北地方での状況等の情報収集。
- ・ 各法制を支える法的・経済学的な論拠（情報の非対称性、インセンティブ設計、機会主義的行動への対処等）について法と経済学の観点から学習。
- ・ 地方分権構想、三位一体改革後の地方財政の状況、消費者庁関連法案における消費生活センター関連予算を巡る動きやその後の進展等について整理。
- ・ 関係当局・商工会議所等へのあいさつ・説明

6～7月（学生による主体的な議論を踏まえ、適宜修正。）

- ・ テーマの絞り込み
- ・ 消費生活センター・商工会議所等へのヒアリングを基にアンケート調査要領作成、調査実施
- ・ アンケート調査を基に、今後の政策提言の方向性を検討。
- ・ 中間報告会での指摘等を踏まえ、政策提言の方向性を絞り込み。

8～1月（前期までに絞り込まれた政策提言の方向性に沿って、調査を深化。）

＜教科書・教材＞

ワークショップを進めていく過程で、必要な教材等を適宜紹介するが、経済規制の企画立案に係る方法論・法技術・経済学的な論拠等を学ぶ上での基本書として以下の書籍は、図書館でも購入してもらっているので、ざっと目を通すことを勧める。もちろん、一読では、理解できないところもあるので、講義を通じて適宜解説する。

「行政法 I 行政法総論 第4版」（塩野宏著 有斐閣）

“The Theory of Industrial Organization” (Jean Tirol 著 The MIT Press)
Chapter2 & 7

「インセンティブ設計の経済学」（伊藤秀史ほか編著 勤草書房）序章、4章、9章

「企業犯罪・不祥事の法政策—刑事処罰から行政処分・社内処分へ」（白石賢著 成文堂）

「消費者法の新展開」（宗田貴行著 慶應義塾出版会）

＜成績評価の方法＞

公共政策が実際に形成されている現場は、一般に、組織で動いており、組織全体で共通の問題意識を醸成し、各人の役割分担を明確に認識しつつ、必要に応じて役割分担を超えて積極的に共同作業を進めることが必要とされる。本ワークショップは、公共政策を形成するための組織として、有機的かつ一体的な内部での意思決定、外部との意思疎通等を図っていくために、いかに工夫を積み重ね、意を用いていたか等の観点から評価する。

＜その他＞

学部での学習内容は、参加者によって、法学中心であったり、経済学あるいは他の社会学中心であったりと様々であることが予想されるが、肝心なことは、組織としてどのような成果を出すことができるかであるので、互いに学習・理解していないところを補いながら、報告書作成に向けて効率的に取り組むことを期待している。

授業科目：公共政策ワークショップⅠ プロジェクトC（12単位）

責任教員：橋本 逸男

配当学年：M1年

開講学期：通年

週授業回数：3回

地方自治体による国際交流事業の意義の再評価及びその強化策について——对中国事業を中心に、「パブリック・ディプロマシー」及び「自治体外交」の観点から「オール・ジャパン外交」の一環をなすものとして、また、自治体の振興にも重要な方途として

＜目的＞

世界が多様・多端化し、「グローバル化」も進む中で、地方自治体の事務・機能も拡大し、それが行う対外関係事業も益々増大している。今日の国際社会に於て、謂わば国に準ずる重要性を持ち、財政・人員の両面で極めて有力な存在である地方自治体が行う、こうした国際交流の諸事業は、それ自体有意義であるが、また、国レベルの国際交流乃至外交の一環を成すものとしても重要な意義を有するものと考えられる。

しかし、実際には、地方自治体がこうした意義（特に後者）を明確に意識して国際交流に当たっているとは限らず、単に「国際交流事業のための国際交流事業」を実施している觀を呈する場合もなしとしない。（その結果、かかる事業は、ややもすれば“不急不要”視されたり、「不景気」、財政難等の状況下で、予算の削減、機構・人員の整理等の煽りを受けたりすることにもなり兼ねない。）

本ワークショップでは、地方自治体が行う国際関係事業について、その主体（「自治体」）の重要性（「ウェストファリア体制」の変容と「非国家」の外交「主体」の増加をも想起せよ）に着目し、事業の意義（「自治体外交」として、また「パブリック・ディプロマシー」の観点から「オール・ジャパンの外交」の一翼を成すものとして、更に、翻って自治体の振興にも重要な方途として）等を再確認すると共に、こうした重要な意義を持つ国際交流事業の一層の強化策を考える。

考察の対象としては、我が国にとって重要な関係にある中国との事業及びそれを積極的に行っている地方自治体の例として福島県、地元仙台市及び島根県松江市を選び、その対外的（国内的でなく）な部分を中心に調査・分析し、政策提言を行うことを目指す。

＜授業内容・方法＞

概ね以下によるが、内容の詳細・進め方は、教員の講義、参加者の討論を経て決定する。

1. 概要（タイム・テーブルを含め）

最初の二、三回（及びその後も隨時）は教員よりの上記「目的」に沿った講義・説明。

続けて基礎的学習、討議、関係団体へのアプローチを開始。概ね夏休み前迄に基本的なヒアリングを終え、夏休みも有効活用（帰省・旅行先での事例調査等）を図る。

夏休み後は、追加的ヒアリング、訪問等を行いつつ、理解・討議を深め、最終的な方向性、シナリオの概要を決定する。

以後は、概ね決定された日程に沿って進めるが、可能かつ適当なタイミングで、現場を経験する短期の「インターンシップ」的な活動（福島県）、福島県及び松江市訪問、（可能なら）仙台の当地国際事業へのボランティア参加、中国上海市・杭州市訪問（現地調査、学生との交流）等を実施する（具体的な態様は要協議）。

2. 想定される訪問先と照会事項、調査テーマ等

- (1) 外務省：日本の外交政策、日中関係、「パブリック・ディプロマシー」、自治体間国際交流と外務省
- (2) 国際交流基金・JICA：自治体・民間レベルの国際交流、特に、日中関係部分、それらと基金・JICAの関係
- (3) 勘自治体国際化協会（CLAIR）（ないし総務省）：地方自治体の国際交流、特に日中交流、CLAIRの役割
- (4) 福島県庁：県の国際交流事業、日中交流事業の位置づけ、「インターン」の協議
- (5) 松江市：市の国際交流事業、中国の位置づけ等
- (6) 仙台市その他（含「国際交流協会」等）：国際交流の考え方、交流事業の例
- (7) 海外（但し、上海万博もあり、実施可能な態様、日程、参加人数等は要検討）
 - (イ) 在上海日本国総領事館：総論及び関係自治体の事業への評価
 - (ロ) 福島県在上海事務所：事業内容の説明、事業実施への同行等
 - (ハ) 松江市在杭州事務所：同上
 - (ニ) 杭州工商大学：日中交流について、日本国及び自治体の事業への評価、学生交流（意見交換（日本語または英語による）を含む）

3. 要留意点

- (1) 本プロジェクトには、要素として地方自治体の国際交流事業の再評価（と強化の必要性）、それによる自治体の振興（国内・外で）、日本外交の強化（「パブリック・ディプロマシー」として、「オール・ジャパン」として）、日中関係の増進等の何れも重要な論点が含まれる。（従って、幅広い学習、調査及び知識、経験の共有が必須となる。）
- (2) 海外を含め、多くの組織・人々を訪れ、重きをなす人物とも交流することになる（予定）ので、それ自体が、有意義で、「得難い」社会経験ともなろう。（但し、それらを全体の中で位置づけ、真に有意義なものとして活用するには、事前準備と事後の整理に相当のエネルギーを要するであろう。）
- (3) 最終報告・提言では、上記（1）の各「要素」が、単に併置されるのではなく、きちんと連関して、夫々が有意義なものとして論じられる必要がある。（それに至る過程では、上記（1）、（2）を踏まえた、周到な討論が必要となろう。）

＜教科書・教材＞

本プロジェクトは、上記の通り、多くの論点、様々な角度を含み、単体で「教科書」と

なし得るものはないが、参考すべき主な書籍は例えば次の通り。その他、授業の中で適宜紹介する。

- ・「基本書」的なもの。(末尾 は大学図書館にあり。)
- 「パブリック・ディプロマシー」金子将史・北野充、P H P 研究所発行 (07.10.10)
- 「外交青書」2009年版(目下の最新版) 外務省
- 「民際外交の研究」臼井久和・高瀬幹雄編、三嶺書房発行 (97.6.30)
- 「自治体国際協力の時代」江橋崇、大学教育出版 (01.7.1)
- 「自治体外交」市岡政夫、日本経済評論社 (00.5.20)
- 「地方自治体の国際協力」吉田均、日本評論社 (01.1.15)
- 「中国の外交」川島真編、山川出版社 (07.8.31)
- 「日中関係の過去と将来」岡部達味、岩波書店 (06.12.15)
- ・「参考書」他。(末尾 は大学図書館にあり。)
- 「調査報告書：中国のパブリック・ディプロマシー」青山瑠妙、国際交流基金 (09.4)
- 「自治体の構想」(岩波講座 全5巻)1.課題 (02.1.15) 及び3.政策 (02.3.5)共に
その他、各自治体、訪問先等から得られる資料等も重要。

<成績評価の方法>

各参加者の本ワークショップへの取組姿勢、グループへの貢献度、最終報告書の内容等を中心として評価する。表に現れるもの以外に、隠れた努力・貢献等が窺える場合は、正に評価したい。

<その他>

- ・ 本ワークショップの内容は広範な論点に及ぶので、参加者は、開講の時点で、それら全面に亘り深い専門的知識を有する必要はないが、積極的な関心を持ち、基本的な知識を備えていることは望まれる。
- ・ 関連資料の講読、関係者との交流等の中で、英語(及び(限定的に)中国語)が使われるこことがあり得る。
- ・ 教員(橋本)の連絡先：研究室(法 614号室、川内)の電話・Faxは022-795-6200 ,

授業科目：公共政策ワークショップⅠ プロジェクトD（12単位）

責任教員：戸澤 英典

配当学年：M1年

開講学期：通年

週授業回数：3回

「東北型多文化共生社会」の現状と展望

＜目的＞

グローバル化の進展による人の国際移動の増大は「国民」を社会の主たる構成員とする従来の国家のあり方に世界各地で変容を迫っている。人口減少時代を迎えた日本でも、社会の存続のために、現状のキャパシティを超えるような速度で外国人を受け入れる必要性が議論され、いわゆる「多文化共生社会」の構築が重要な課題と認識されるようになってきた。

こうした「多文化共生社会」への取り組みは、日系ブラジル人や中国人研修生をはじめ多くの外国人住民を抱え、教育・医療・福祉・雇用対策等の様々な施策に追われた都市部や集住地域が先行してきた。対照的に、東北地方では、その取り組みへの必要性があり認識されないまま、農村部での後継者不足を背景に外国人配偶者の増加という形で静かに多文化化が進行してきた。

首都圏などと比べて、少子高齢化と人口減少のスピードが速い東北地方では、地域社会の存続のために外国人の受け入れが加速化する可能性がある。だが、行政の対応は鈍く、現状把握に必須のデータすら十分に存在しない状況である。

以上のような問題関心から、このワークショップでは「東北型多文化共生」のあり方を探ることを目的に、農村部における外国人配偶者（女性）や農林水産業における外国人研修生、都市部の留学生など、現状をトータルに把握する調査を行う。

＜授業内容・方法＞

本ワークショップは、概ね以下の通りの順序で進めることを想定している。ただし、具体的な内容および進め方については、ワークショップを進めていく過程で、参加者がグループ内の討議を通じて決定していくこととする。

- (1) 基本的な知識の共有・問題点の抽出
- (2) 国内外の調査研究の渉猟
- (3) データ収集および現地調査
- (4) 調査結果の分析
- (5) 最終報告書（政策提言）のとりまとめ

実際の調査にあたっては、宮城県・岩手県・福島県の国際交流協会をはじめ、いくつかの関係機関の協力を仰ぎながら行うこととなる。各参加者には（当事者のプライバシーにも踏み込む現地調査にも耐えうる知識と感受性を身につけてもらうべく）上記機関で2週

間～4週間のインターンを行ってもらうこともあり得る。

<教科書・教材>

必要に応じて、授業中に指示する。

<成績評価の方法>

各学生の活動状況（取り組み姿勢やグループに対する貢献度を含む）及び最終報告書の内容（プレゼンテーション）を総合的に評価して行う。

<その他>

このワークショップは、東北大学グローバル COE プログラム「グローバル時代の男女共同参画と多文化共生」の研究プロジェクトの一つである「多文化共生政策の国際比較」と連携しつつ行う。同研究プロジェクトでは、農村部での外国人配偶者の受け入れという点で意欲的な取り組みを行っている韓国を重点的な比較対象としており、ワークショップの調査結果は日韓の実務家セミナーの討議の場に供される予定である。

授業科目：公共政策ワークショップⅡ（12単位）

配当学年：M2年

開講学期：通年

週授業回数：3回

＜目的＞

公共政策ワークショップⅡは、1年次において公共政策ワークショップⅠ、リサーチメソッド等により習得した調査、課題発見、政策立案等の政策実務に必須とされる能力の一層の向上を図ることを目的とする。このため、学生自らが、あらかじめ設定されている政策領域を踏まえつつ、担当の実務家教員・研究者教員と相談しながら独自の政策課題を選択し、所要の調査等を行い、その解決策等を内容とするリサーチペーパーを作成する。

＜授業内容・方法＞

公共政策ワークショップⅡにおいて、学生は、課題を設定した後、それぞれが担当の実務家教員・研究者教員と相談しながら、一年次の「公共政策ワークショップⅠ」で習得した調査の基本的な技法を活用して、調査計画を作成し、具体的な調査の実施等を進め、最終的にはリサーチペーパーを作成し、審査を受ける（1月中旬目処）。なお、3月に最終報告会を行う予定である。

「公共政策ワークショップⅠ」との最大の相違点は、個人単位で調査を行う点であり、具体的なスケジュールは学生ごとに異なることとなる。また、「プロジェクト機関」についても、「ワークショップⅠ」とは異なり、当初からは特定されるものではなく、政策課題に応じて学生自らが必要に応じて設定することとなる。

学生は、担当教員による個人指導に加えて、適宜研究会形式で開催される機会を活用して、他の教員や学生と討論を行いながら、自ら進捗状況の点検、調査の見直し、調査の取りまとめ等を行う。

＜教科書・教材＞

ワークショップの進め方については、『2010年度公共政策ワークショップ・ハンドブック』を参照されたい。

個別テーマについては、独自に設定される政策課題に応じて、指導教員から適宜指定される。

＜成績評価の方法＞

最終成果物であるリサーチペーパーの内容や口述審査の結果を下に成績を評定する。

授業科目：公共政策の展望と方法論（2単位）

責任教員：牧原 出、坪野 吉孝、戸澤 英典、金谷 吉成

配当学年：M1年

開講学期：集中講義

＜目的＞

この授業は、公共政策大学院における基礎的な調査技法の習得を目的とする。大学院カリキュラムの基礎となるだけではなく、政策の企画立案のための基本的な素養を涵養することがねらいである。

まず第1部として、入学前に各学生が提出した小論文試験問題についてのレポートにもとづいて、それぞれの担当教員から問題の趣旨の解説がなされ、その上で一部のレポートについて講評を兼ねたディスカッションを行う。これにより、作文能力の向上が目指される。

つづいて第2部として、インターネットを通じた情報収集の方法を教授する。現在、公共政策に関する諸情報は、さまざまなウェブサイト上に存在するが、それらの特性を的確に把握し、リサーチの目的に応じて使い分けることによってはじめて能率的な情報収集が可能となる。また、パーソナル・コンピューターやネットワークについての技術的な基礎知識も理解しておくことが有益である。これらを習得することによって公共政策ワークショップでのリサーチを円滑に進めることが目指される。

第3部として、プレゼンテーションやネゴシエーションなど、対人コミュニケーション能力を高めるための授業を行う。とりわけ公共政策ワークショップに不可欠のインタビューについての技法についての講義と実習を行う。

第4部として、公共政策の企画立案の基礎能力として、統計データの解釈方法について、講義と実習を行う。

これらは、経験を蓄積することでそのスキル・アップを図ることが可能であるため、大学院の履修当初の段階から習得することが期待される。そのため、まず4月の授業開始直後の1週間のうち、1, 2, 6限に授業を行う。そして、上記のうち統計データの解釈方法については、より高度な調査技法をテーマに、7月に行う。それぞれ時間割を確認しておくこと。担当教員と開講場所については、おって通知するが、原則として川内キャンパスマルチメディア棟で行われる予定である。

＜授業内容・方法＞

授業の第1部は、選択したレポート問題ごとにグループに分かれて出題に関わる教員とともにそれぞれディスカッションが行われる。

授業の第2部は、主として政策調査の立案過程における情報の収集方法について概説し、加えて特にオンラインでの情報収集の実習を行う。

1. 情報検索一般——新聞記事検索、ネットを利用した検索、それ以外のレファレンス

2. 官庁がソースとなっている情報の収集について

(1) 図書・報告書・統計集等 (白書、統計集、法令集、コンメンタール等)

(2) 主要官庁サイトの概観

(3) アイテム別の情報収集 (法令、閣議決定、予算関係等)

3. 外国情報の収集

・各国政府、国際機関のサイト

・外国の報道機関

・大学、シンクタンク、専門家機関等

授業の第3部は、インタビュー技法の解説と実習である。アポイントメントから録音の方法、インタビュー後の記録の整理といった一連の手続について説明する。学生は自らインタビューを行い、その記録を提出する。

具体的には以下の諸項目について、解説を加えた後、実習を行う。

1. インタビューの種類と方法

2. 記録の保存と解釈—オーラル・ヒストリー

3. 学生によるインタビュー例の講評

授業の第4部は、政策立案・評価過程における統計データの作成と解釈について概説を加え、実習を行う。具体的には、実際の調査データを事例に用いて、マイクロソフト社の表計算ソフトであるエクセルの利用法を習得しながら、統計学の基本事項を学習する。講義と実習を通して、以下の事項を中心に学習する。

1. 総論・エクセルの基本事項

2. 分布の中心とばらつき・エクセルによる単純集計とグラフ作成

3. 相関性と因果性—二つの変数の関連性・エクセルによるクロス集計とグラフ作成

4. 図表を用いたプレゼンテーション

<教科書・教材>

『30時間でマスター Windows Vista 対応 Excel2007』実務出版株式会社

御厨貴 (2007) 『オーラル・ヒストリー入門』岩波書店

<成績評価の方法>

学生が提出したペーパー並びに実習への取り組み姿勢を総合的に評価する。

授業科目：国際社会と各国法秩序（2単位）

責任教員：植木 俊哉

配当学年：M1・2年

開講学期：後期

週授業回数：1回

＜目的＞

グローバル化が社会のあらゆる面で進行し、国際社会と国内社会との相互浸透が進む現代において、国際法と国内法という従来の二元的法体系を前提とした考察では、国際社会の現実を踏まえた分析が困難となる課題が増えつつある。本授業は、このような問題認識を前提として、国際社会における法としての国際法と各国の国内法秩序との相互関係を常に意識しつつ、現代の国際社会を規律する法規範の全体像を正確に把握し、グローバルな視点からの政策提言を行うための法的専門能力を養成することを目的とする。

＜授業内容・方法＞

国際社会における具体的な事件、問題、判決等を取り上げ、これを国際法及び国内法の双方の視点を踏まえつつ、法的視座から分析・検討を行い、紛争処理の在り方や事件解決へ向けた手続及び法制度等を総合的に検討すると同時に、国際的な問題に関する政策提言を行うための専門的能力の向上を図る。

＜教科書・教材＞

参考にすべき資料・文献等は、授業の中で指示し、必要に応じて関係する資料や判決、文献等を配布する。但し、奥脇直也編集代表『国際条約集 2010 年版』(有斐閣、2010 年)は毎回の授業の中で参照するので、各自購入した上で持参すること。なお、参考書として、以下のものがある。

- ・中谷和弘・植木俊哉・河野真理子・森田章夫・山本良『国際法』(有斐閣アルマ、2006 年)
- ・植木俊哉編『ブリッジブック国際法（第 2 版）』(信山社、2009 年)
- ・山本草二・古川照美・松井芳郎編『国際法判例百選』別冊ジュリスト 156 号(有斐閣、2001 年)
- ・松井芳郎編集代表『判例国際法〔第 2 版〕』(東信堂、2006 年)

＜成績評価の方法＞

①通常の授業の中での質疑応答や討論における参加状況及びその内容、②学期末に提出を求める特定の課題に関するレポート、を総合的に評価して成績評価を行う。

＜その他＞

特になし。

授業科目：租税制度論（2単位）

責任教員：濵谷 雅弘

配当学年：M1・2年

開講学期：前期

週授業回数：1回

＜目 的＞

租税制度は、国家の財源調達という目的を持ち、一定の基本原則に基づいて構築される体系である。他方において、様々な政策分野で税制は有効な手段として用いられており、これは政策税制と呼ばれる。この両者について学び、その今日的課題について理解し、租税制度および政策税制の立案、分析、評価等の能力を身につけることが、この授業および後期に開講される「政策税制論」の目的である。これによって、理論的・実務的知識を備えた租税政策全般の専門家を養成する。

この授業においては、政策プロフェッショナル養成という公共政策大学院の目的に則して、立法学・政策学として租税を学習する。租税を直接に担当するのは官庁は財務省、地方税制については総務省であるが、それ以外の省庁が担当する政策分野の多くでも、租税に関する知識は不可欠となっている。また、地方自治体による独自課税の動きがしばしば報道されるように、地方政府による政策立案においても、今日では租税に関する知識が必要とされている。

租税制度を学ぶとは、るべき租税の原則と、その原則を実現するための仕組みを考えることをいう。この授業はその基礎的な部分を身につけることを目的とする。

＜授業内容・方法＞

授業は、対話型の少人数講義により行う。現に社会において問題となっている租税制度上の論点を対象としながら、その理論的背景や実務的視点についても学んでいく。

授業は、次の順序で進める。

イントロダクション：租税の意義、種類、機能、及び根拠について理解する。

税制の基本原則：税制の基本原則としてどのような考え方があるか、また近年よく言及されている「公平」「中立」「簡素」とはいかなる意味であるかを学ぶ。

近年の税制改革：日本及び各国における最近の税制改革の動向を学び、税制の今日的問題点を理解する。

個人所得課税：個人所得課税の全体構造、課税単位、譲渡所得課税について学習する。

法人所得課税：法人税制の基礎を学ぶ。

消費課税：付加価値税の仕組みについて学習する。

資産課税：相続税及び固定資産税の基礎を学ぶ。

租税行政手続：租税行政組織と租税行政手続の現状について学習する。

<教科書・教材>

金子宏『租税法』（弘文堂）を教科書として用いる。その他有益な教材として『図説日本の税制』（財経詳報社）がある。

なお、初学者向けの教科書としては、前述の『図説日本の税制』のほか、金子宏ほか『税法入門』（有斐閣新書）、岡村忠生ほか『ベーシック税法』（有斐閣アルマ）を勧める。

<成績評価の方法>

成績は、各回の対話の内容およびレポートにより評価する。

<その他>

この授業は、後期に開講される「政策税制論」と合わせて受講することを勧める。

また、関連する科目として、租税の基礎理論について議論する「租税法原論」がある。

授業科目：政策税制論（2単位）

責任教員：濵谷 雅弘

配当学年：M1・2年

開講学期：後期

週授業回数：隔週2回

＜目的＞

税制は、国家の財源調達の手段であると同時に、今日では様々な政策分野で有効な手段として用いられている。このような政策手段としての租税を政策税制という。この授業は、いくつかの政策分野を対象として、政策税制について学び、その今日的課題について理解することを目的とする。

受講者は、あらかじめ「租税制度論」において、租税の原則とその原則を実現するための仕組みについて学んでいることを前提とする。その上で、この授業においては、租税以外の様々な政策目標を実現するために、税制が手段として用いられていることを学ぶ。そして租税制度と政策税制とのバランス感覚を学ぶことが、「租税制度論」およびこの授業を合わせた最終的な目標となる。

＜授業内容・方法＞

授業は、対話型の少人数講義により行う。現に社会において問題となっている租税制度および政策税制上の論点を対象としながら、その理論的背景や実務的視点についても学んでいく。

とりあげる政策分野としては、租税特別措置総論、地方税財政、中小企業税制、土地税制、環境税制等を予定している。

＜教科書・教材＞

別途指示する。税制調査会や各種審議会等の資料等を用いる。

全体的な教材としては、金子宏『租税法』（弘文堂）、『図説日本の税制』（財経詳報社）がある。

なお、初学者向けの教科書としては、前述の『図説日本の税制』のほか、金子宏ほか『税法入門』（有斐閣新書）、岡村忠生ほか『ベーシック税法』（有斐閣アルマ）を勧める。

＜成績評価の方法＞

成績は、各回の対話の内容およびレポートにより評価する。

＜その他＞

あらかじめ前期に開講される「租税制度論」を受講しておくことを強く勧める。

また、関連する科目として、租税の基礎理論について議論する「租税法原論」がある。

授業科目：統治機構の動態分析（2単位）

責任教員：牧原 出

配当学年：M1・2年

開講学期：後期

週授業回数：1回

＜目的＞

この授業の目的は、統治機構を構成する諸制度の理論を理解した上で、その運用・政治的効果についての実体的側面を分析する点にある。公共政策についての諸理論を習得するとともに、その視点から日本や諸外国で実際に用いられた政治・行政文書の内容を分析し、政策理論・行政理論と行政実務の双方への理解を深める。一方で行政官・政治家などの行政実務にかかわる人間の視点に立つことを学び、他方でそれを諸学問の観点から分析・検討することで、行政活動についてその外部から客観的に理解することが目指される。特に2009年の政権交代後、従来進行していた制度改革の方向が激変しつつあり、これはかなりの程度不可逆である。結果として現在、従来の統治機構についての理解を急速に変えなければならなくなっている。こうした進行中の諸改革に留意し、その中で諸制度がどのように運用され、いかなる領域がいかなる方向へ変化しつつあるのか分析することは、今や政治・行政・政策を考える上で不可欠である。

＜授業内容・方法＞

授業の進め方としては、各回のテーマに関連した文献リストをあらかじめ配布し、学生の必読文献と参照文献を指示した上で、主として講義形式で解説を加える。また学生の人数に応じて適宜演習形式で、学生が当該制度領域の改革動向について発表を行い、これをめぐって討論し、理論と実務についての理解を深める。1995年9月の村山内閣の閣議決定「審議会等の透明化・見直し等について」以降、政府の諮問機関等の議事内容と報告書が公開されるようになり、それらは政府のホームページよりダウンロードできるようになった。しかも、2009年の政権交代後、鳩山由紀夫内閣のもとでは、「脱官僚」・「政治主導」のもと政策形成過程に大きな変化が生じている。したがって、過去・現在の諮問機関・会議体についてはその資料を対象に、現在進行中の改革については新聞などの情報をも加味しながら、分析を行っていく。学期終了後、学生はレポートを提出する。

授業内容及び各回の必読文献は以下の通りである。これらについては履修学生の人数・関心等に応じて、若干の組み替えを行うことがある。また、現在進行中の諮問機関については、その最終結果が公表され次第、講読文献に組み入れていく予定である。

（1）はじめに：政治の「ドクトリン」と行政の「ドクトリン」

Christopher Hood & Michael Jackson, *Administrative Argument*, Dartmouth, 1991, Ch.1

上野千鶴子＋大沢真理「男女共同参画社会基本法のめざすもの」（上野千鶴子編『ラ

ディカルに語れば…』平凡社、2002年)

飯尾潤『日本の統治構造』中央公論新社、2007年、第1・2章

(2) 政権交代と「行政の中立性」

辻清明『新版日本官僚制の研究』東京大学出版会、1969年、第1章

新しいリーダーとともに歩む会『マニフェスト2005 子どものしあわせが広がるまち』

2009年総選挙民主党・自民党マニフェスト、2010年参院選民主党・自民党マニフェスト

Labour Party, Britain will be better with new Labour, 1997

(3) 制度としての国会・裁判所

大石真「国会改革をめぐる憲法問題」『法学論叢』141巻6号

Ran Hirschl, "The Political Origin of Judicial Empowerment through Constitutionalization: Lessons from Four Constitutional Revolutions", *Law and Social Inquiry*, Vol. 25, pp.91-147.

参議院の将来像を考える有識者懇談会『参議院の将来像に関する意見書』2000年4月26日

司法制度改革審議会『意見書』2000年6月12日

国会法改正案関係資料

(4) 内閣

Richard Crossman, *The Myths of Cabinet Government*, Harvard University Press, 1972, Ch.2.

首相公選制を考える懇談会『報告書』2001年8月7日

鳩山由起夫内閣「基本方針」・「政・官の在り方」・「鳩山総理から各省事務次官への訓示」

(5) 省庁制

牧原出『内閣政治と「大蔵省支配』』中央公論新社、2003年、第1章

行政改革会議『最終報告』1997年12月3日

行政刷新会議関係資料

(6) 調整とセクショナリズム

Eugen Bardach, *Getting Agencies Work Together*, The Brookings Institution, 1998, Ch.2.

牧原出『行政改革と調整のシステム』、東京大学出版会、2009年、第4章

行政改革会議『最終報告』1997年12月3日

行政刷新会議関係資料

(7) 地方自治と政府間関係

西尾勝「分権型改革の到達点と課題」(松下圭一他編『岩波講座自治体の構想1 課題』岩波書店、2002年)

地方行財政検討会議関係資料

地方分権改革推進委員会『第1次勧告：生活者の視点に立つ「地方政府」の確立』

2008年5月28日

(8) 公務員制

Sylvia Horton, "Introduction: The Competency Movement: its Origins and Impact on the Public Sector", *International Journal of Public Sector Management*, Vol.13, No.4, 2000.

閣議決定『公務員制度改革大綱』2001年12月25日

公務員制度の総合的な改革に関する懇談会『報告書』2008年2月5日

民主党『公務員制度改革に関する中間報告（素案）』2005年12月20日

(9) 民営化と特殊法人改革

Christopher Hood et al., *Regulation inside Government: Waste-Watchers, Quality Police, and Sleaze-Busters*, Oxford University Press, 1999, Ch.1.

道路公団民営化推進委員会『意見書』2002年12月6日

郵政民営化に関する有識者会議議事録等

行政刷新会議関係資料

(10) 財政

アーロン・ウィルダフスキー『予算編成の政治学』勁草書房、1972年、第1・2章

経済財政諮問会議関係資料

国家戦略室・行政刷新会議関係資料

(11) 規制

Martin Lodge, *On Different Tracks, Designing Railway Regulation in Britain and Germany*, Praeger, 2002, Ch.1 & Conclusion.

伊藤正次『日本型行政委員会制度の形成』東京大学出版会、2003年、序章・終章

制改革会議『規制改革推進のための第3次答申』2008年12月22日

行政刷新会議関係資料

(12) 警察と倫理

Mark H. Moore, *Creating Public Value*, Harvard University Press, 1995, Ch.3.

荻野徹「警察事務の範囲と分担」（安藤忠夫・國松孝次・佐藤英彦編『警察の進路』、東京法令出版、2008年）

警察刷新会議『警察刷新に関する緊急提言』2000年7月13日

(13) 外交

ハロルド・ニコルソン『外交』東京大学出版会、1968年、第1章

Brian Hocking, "Foreign Ministries: Redefining the Gatekeeper Role", in idem (ed.) *Foreign Ministries: Change and Adaptation*, Macmillan, 1999.

外務省改革に関する「変える会」『最終報告』2002年7月12日

(14) コミュニティ・国家・グローバリゼイション

追悼・平和祈念のための記念碑等施設の在り方を考える懇談会『報告書』2001年12月24日

閣議決定『男女共同参画基本計画（第2次）』2006年12月27日

(15) おわりに：科学として、技法として、専門職としての行政

L. E. Lynn, *Public Management as Art, Science and Profession*, Chatham House Publishers, 1996, Ch.6

牧原出「憲政の中の『内閣官僚』」（坂野潤治他編『憲政の政治学』東京大学出版会、2006年）

＜教科書・教材＞

教科書に準じた参考書は、牧原出『行政改革と調整のシステム』（東京大学出版会、2009年）である。また、上記各回における必読文献については、各自がウェブサイトよりダウンロードできるもの他は、当方で用意する。あらかじめ詳細な文献リストを配布するが、概説書としては以下のものが有益である。

西尾勝『行政学 新版』有斐閣、2002年

西尾勝・村松岐夫編『講座行政学1～6』有斐閣、1994年

升味準之輔『日本政治史4』東京大学出版会、1988年

北岡伸一『自民党』読売新聞社、2005年

朝日新聞政権取材センター『民主党政権100日の真相』朝日新聞出版、2010年

＜成績評価の方法＞

授業での討論への参加、報告の内容、期末のレポートによる。

授業科目：経済学理論（4 単位）

責任教員：阿部 高樹

配当学年：M1・2年

開講学期：後期

週授業回数：2回

＜目 的＞

この講義では、経済学の入門的、基礎的な内容を土台にして、経済学的思考を実際の政策に応用できる力を身につけることを目的とする。まず、「経済学の考え方」を学び、基本となる「ミクロ経済学」と「マクロ経済学」の分析視座を確認し、そのうえで、現実的トピックと絡めて諸理論の検討を行う。

＜授業内容・方法＞

参考書に基づきながら、以下の順番で講義する；

①経済学の考え方（講義6回程度）

- ・経済学の方法論
- ・経済学の歴史
- ・経済学的思考とは

②経済理論の体系（講義4回程度）

- ・ミクロ経済学とは
- ・マクロ経済学とは

③マクロ経済学の構造と論点（講義20回程度）

- ・GDP 統計
- ・財市場の分析
- ・貨幣市場の分析
- ・所得と利子率の決定
- ・所得と物価の決定
- ・インフレとデフレ
- ・その他

なお、進度、受講生の余力を見ながら、ミクロ経済学に関する具体的な内容も取り上げていく。

また、授業内では、論点の確認作業をしてもらったり、理論構造を把握するための練習問題を解いてもらったりする予定である。

＜教科書・教材＞

基本的に、授業は配布資料と参考書に基づいて行う。主たる参考書等については、第一回目の講義時に説明する。

○参考書：

- 1) 根井雅弘『経済学はこう考える』、ちくまプリマー新書、2009年。
- 2) 大竹文雄『経済学的思考のセンス』、中公新書、2005年。
- 3) 飯田泰之『経済学的思考の技術』、ダイヤモンド社、2003年。
- 4) 梶井厚志『戦略的思考の技術』、中公新書、2002年。
- 5) 小田中直樹『ライブ・経済学の歴史』、勁草書房、2003年。
- 6) 中谷 巍『マクロ経済学入門』第2版、日本経済新聞社（日経文庫）、2007年。
- 7) 中谷 巍『入門マクロ経済学』第5版、日本評論社、2007年。
- 8) 井堀 利宏『入門マクロ経済学』第2版、新世社、2003年。
- 9) 井堀 利宏『入門ミクロ経済学』第2版、新世社、2004年。

＜成績評価の方法＞

授業の平常点（3割）と期末テスト（7割）によって評価する。

授業の平常点については、

- ①授業内での作業や提出物
- ②ディスカッションへの参加度

を評価する。より詳細な基準等については、第一回目の講義時に説明する。

＜その他＞

- ・経済学の予備知識がない受講生が含まれることを想定した授業内容となる。
- ・予習、復習を前提として授業をすすめる。

授業科目：財政学（2単位）

責任教員：只友 景士

配当学年：M1・2年

開講学期：集中講義

＜目的＞

本講義では、主に三つの目的を設定する。第一の目的は、財政学に関する大学院レベルの「財政学全般の基礎知識」を身につけ、「財政学的な思考」を習得することである。第二の目的は、公共政策に関わる問題意識の涵養である。三つ目の目的は、財政学的思考を活かし、問題意識を持ちながら具体的な財政問題や公共政策の課題への分析力・思考力を養成することである。

＜授業内容・方法＞

財政学は、国家・地方政府などの公共部門の経済活動である「財政」を対象領域とする学問である。租税を徴収し、様々な公共支出を行っている「財政」活動は、私たちの暮らしや私たちの社会の存立にとってどのような意味があるのか考えていきたい。

この「財政」であるが、「(財政は、) 権力体である公共部門の経済活動である」、「(財政は、) 市場システムとは異なった行動原理で動いている」、「民主主義国家の財政は、国民によってコントロールされている」といった特徴を持っている。

本講義では、この多様且つ独特的側面を持った財政を分析するために財政学に関する大学院レベルの基礎知識と財政学的な思考方法の習得をめざし、神野直彦『財政学』を基本テキストに講義を行う。また、ケース・スタディと経済学の古典輪読を取り入れ、講義が単なる知識・理論の詰め込みに終わるのではなく、これまでの受講者の知識の統合化・再編を図りたい。そうした一連の講義から、少し欲張りかもしれないが、問題意識の涵養と理論的・論理的思考能力の養成、視野を広げる発展的な知識の習得とそのような学習の心の習慣を養成することをめざす。

テキストに沿った講義を進めながらも、現代国家の財政現象を「租税国家」「公共財の理論」「人権保障」「財政民主主義」「平等な扱い」「公共性」「公平性」「効率性」といった視点から眺め直してみたい。現実（現実の現代国家の編成原理）と理論（テキストブックに展開されている財政理論の背景にある国家像）の比較検討すること、もしくは「通俗的な財政問題への理解」と「近代民主主義国家の編成原理の一つとしての財政思想」を比較検討すること、こうした思考の往復の中から現代財政学の発展的な理解を進める。

＜教科書・教材＞

教科書：神野直彦『財政学（改訂版）』有斐閣（2007年）

シュムペーター『租税国家の危機』岩波書店

<参考書>

- 『スティグリツ パブリック・エconomics』東洋経済新報社 (2003年)
川本隆史編集『岩波応用倫理学講義 4 経済』岩波書店
トマス・ネーガル『コウモリであるとはどういうことか』勁草書房 (1989年)
アダム・スミス『国富論(全4巻)』岩波文庫 (2001年)
佐々木毅『近代政治思想の誕生』岩波新書 (2006年)
ロナルド・ドーウォーキン『平等と何か』木鐸社
ジョン・ロールズ著『正義論』紀伊國屋書店 (1979年)
その他に講義に必要な参考文献は講義中に適宜配布する予定である。

<成績評価の方法>

課題レポート(75点)、平常点(25点)の配点で、総合的に評価を行う。課題レポートは、大学院レベルの財政学に関する基礎知識の習熟度を測るとともに、財政学的思考を発展的に運用する力をつけるために書いてもらうものである。平常点は、単なる出席点ではなく、ケース・スタディの議論への貢献度を重視する。

授業科目：政策分析の基礎と応用（4単位）

担当教員：久武 昌人

配当学年：M1・2年

開講学期：前期

週授業回数：2回

＜目的＞

本大学院のカリキュラムの特性を踏まえ、他の講義では取り扱われていない部分で、今後必要となると考えられる内容について学習する。

なお、一昨年度開講の「リスク社会の科学と政策」の講義概要において、担当教員の方（坪野教授）は、「既存の政策を批判的に検証したり、新たな政策を提言したりする際には、広義の科学的方法を用いて獲得された事実認識を基礎としながら、政策の望ましい方向性についての自覚的な価値判断を踏まえて検討を行うことが必要である。ところが、公共政策ワークショップI やリサーチペーパーの指導経験を通して感じるのだが、事実認識と価値判断の区別や、理論と仮説とデータとの関係、総じて科学と政策の相互関係について、無自覚ないしナイーブな理解しか持たないために、政策提言の論理性や妥当性が損なわれているケースが少なくない。」と述べておられるが、本講義のスタートに際して担当教員も同様の問題意識を有していることを付言しておきたい。

＜授業内容・方法＞

1. 次の各テーマについて講義する。

－ゲーム理論等

－基礎的数学

＜教科書・教材＞

(教科書)

神戸伸輔『入門 ゲーム理論と情報の経済学』(日本評論社)

入谷純『基礎からの経済数学』(有斐閣)

(参考書)

宍戸善一・常木淳『法と経済学』(有斐閣)

＜成績評価の方法＞

授業への参加とそこでの貢献（クラス・パーティシペイション）、演習等における課題、期末の筆記試験による。評価点の配分は、原則として、クラス・パーティシペイションを20%、課題を30%、期末の筆記試験を50%、とする予定である。

＜その他＞

特定分野の知識等を前提とはしないが、積極的に学び、考えようとする姿勢が望まれる。

授業科目：公共法政策通論（4単位）

責任教員：牧原 出

配当学年：M1・2年

開講学期：通年

週授業回数：隔週2回

＜目的＞

実社会において向き合わなければならぬあまたの政策領域と実定行政法制度を、学部段階で学生が学ぶ機会は、意外と少ない。もちろん、大学においても特殊講義の形で、環境政策、都市計画、金融政策といった幾つかの限られた政策領域についての講義が行われているが、我が国の行政全般にわたる広範な政策領域・法制度の全体像について、概括的な理解を与えうるまでは至っていない。

このため、行政法通則・行政救済法・行政組織法などの制度分野に十分な知見を有する学生諸君も、実社会に横たわる様々な行政に関わる課題に、どのような制度が関係し、どの様な解決が図られているかということになると、殆ど正しい認識を持ち合わせていないというのが現状であるといつても過言ではない。

大学に限らず、実社会においても、各種の政策に関する諸制度が、どのような考え方に基づいて整備されており、現実の社会においてどの様な機能を果たしているのか、といったことを実務担当者から聞く機会は殆どないと言っていい。また、現実に生じている様々な問題に対して、これらの制度に基づいてどのような対応がなされるか、また、それぞれの制度がどのような限界を持っているか、さらに現在どの様な方向でその改善が企図されているか等に至っては、ごく稀にしか、知る機会がないと言える。本講義は、行政官ひいては政策プロフェッショナルを目指す学生諸君に対して、我が国の政策領域および実定行政法制度についていくつかを掘り下げ、横断的に検討することを通じて、こうした諸政策の世界の概要とそこに流れる基本的考え方を理解してもらうためのものである。政策体系論、福祉政策論などとあわせて受講すれば、政策領域の全体をほぼ網羅できるように配慮されている。

加えて、諸政策の概要を知ることは、本大学院2年次に配置された公共政策ワークショップⅡにおける調査テーマを絞り込む上で不可欠である。よって、本講義では、冒頭に公共政策ワークショップⅡですでに提出されたいいくつかのリサーチ・ペーパーを講読することで、政策調査と提言とはいかなるものか、イメージをつかんだ上で、各学生は外部講師によるオムニバス授業について、前期・後期に最低でも1回ずつレポートを提出することを義務づけられる。これらのレポートは教員による講評に付せられる。論文作成能力を磨きつつ、公共政策ワークショップⅡで、精度の高い調査分析を可能とするテーマを選ぶことが可能になるよう、導くことが目的である。

よって、本講義は、政策の概要を横断的に知るとともに、公共政策ワークショップⅡのイントロダクションとしても位置づけられる授業である。1年次学生は全員履修することが期待される。なお、政策領域についての知見を深め、かつ論文作成能力を向上させたい

2年次の履修も可能である。

＜授業内容・方法＞

本講義の対象は、我が国の政策領域の殆ど全ての分野に及びうるが。例えば、公物・公共施設法、都市法、住宅法、運輸・交通法、農業関係法、資源・エネルギー法、通信・放送法、社会福祉関係法、教育・文化法、商工業関係法、中央銀行法・金融法、消費者保護法、警察関係法、防衛・安全保障法、災害関係法、自治・公務員法、財政関係法といった分野である。これらのうちいくつかについて、その制度を支える基本的考え方、抱えている課題、その解決に向けての基本方向等を、オムニバス方式の連続講義の形で開講することとしている。

これらの講義を行う講師陣は、各省庁の課長補佐クラスから、審議官、課長クラスの幹部行政官にわたるが、その他、場合によっては、退官後間もない次官、長官等の来講もありえ、現実の中で機能する活きた政策と制度を学ぶことが可能となるものと考えている。

講義は、主として現役の公務員によって行われるため、隔週土曜日に開講される。

＜教科書・教材＞

各講師陣が、その都度レジュメを配布することを予定している。

＜成績評価の方法＞

各学期に課されるレポート及び年度末のレポート試験により評価する。

＜その他＞

過去に公共法政策通論Ⅰ・Ⅱを受講した学生も受講可能である。

開講は、原則として隔週土曜、3、4限である。

授業科目：地域社会と公共政策論Ⅱ（4単位）

責任教員：西泉 彰雄

配当学年：M1・2年

開講学期：前期

週授業回数：2回

＜目的＞

この授業は、地域社会における問題を取り上げ、これに多角的方向からアプローチし、複数の視座から検討を加え、固定観念にとらわれない柔軟な思考能力、将来を見通す優れた判断能力を養成し、総合的判断能力の上に立った政策立案能力を習得することを目的としている。2010年度前期は、「地方議会」をテーマとして取り上げる。

＜授業内容・方法＞

住民の代表機関であり、住民にとって身近な存在であるはずの「地方議会」。しかし、どのような人が地方議会の議員となり、議員、議会として、どのような活動をしているかはあまり知られていない。また、地方議会の現状について、多様な民意が反映されていない、執行部の追認機関に過ぎない、議員定数が多すぎる、報酬が高すぎる、政策立案の取組が不十分である、など様々な指摘もされている。加えて、大阪市の職員厚遇問題や北海道夕張市の財政破綻などをきっかけに、チェック機能を果たせない地方議会に対する不信感が広まり、地方議会不要論まで出されている。一方、こうした状況に危機感を抱き、議会改革に積極的に取り組む地方議会も出始めている。

では、地方議会不要論を唱える人が言うように地方議会は不要なのか？ そもそも地方議会とは何なのか？ この疑問を出発点に、本授業では、地方自治の基本的な仕組み（首長と議会の二元代表制）、地方議会の果たすべき役割、地方議会の現状及び課題、議会基本条例の制定を始めとした地方議会改革の動向、地方分権改革が進む中での地方議会のあり方などについて、講義やディスカッションを通して、理解を深めるとともに、多角的に検討を加えていく。

なお、本授業は、担当教員による講義と複数の外部講師によるオムニバス講義であり、外部講師としては、地方議会議員、自治体職員、マスコミ関係者、市民団体関係者等を予定（交渉中）している。

地方議会を理解するうえで、地方自治に関する基礎的な事項や地方分権改革など地方自治を巡る最近の動向は把握しておく必要があることから、適宜、これらにも触れる。また、授業の終盤においては、それまでの講義やディスカッションを踏まえつつ、学生自身が、ある自治体の議会議員になったという仮定をおき、執行部提案の政策に対する批判的検討や議会改革案、地域課題の解決のための政策（条例）案の立案にも挑戦してみたい。

＜教科書・教材＞

授業にて資料を随時配布する。なお、参考図書は以下に掲げるもののほか、適宜、授業

で紹介していく。

- 磯崎初仁・金井利之・伊藤正次『ホーンブック地方自治』(北樹出版、2007年)
- 飯尾潤『日本の統治構造』(中公新書、2007年)
- 佐々木信夫『地方議員』(PHP新書、2009年)
- 東京市政調査会『これでよいのか！地方議会』(「都市問題」公開講座ブックレット、2005年)
- 日経グローカル編『地方議会改革マニフェスト』(日本経済新聞出版社、2009年)
- 曾我謙悟・待鳥聰史『日本の地方政治』(名古屋大学出版会、2007年)

＜成績評価の方法＞

平常時の授業における評価と提出されるレポートの評価により行う。

＜その他＞

外部講師の都合上、所定の開講日以外の日に開講することがある。

授業科目：地方自治法（2単位）

責任教員：飯島 淳子

配当学年：M1・2年

開講学期：後期

週授業回数：1回

<目的>

地方自治行政の実務に必要であると考えられる、地方自治法の制度と運用のありようを理解する。法制度およびこれを体系化し方向づける法理論を検討したうえで、近時その必要性を強く認識されるようになった政策法務に関して、理論化の可能性をも含め、そのあり方を考えるとともに、個別事例を素材にして、総合的な視野からの思考実験を行う。

<授業内容・方法>

I 地方自治の法制度・法理論

- 1 地方自治の基礎理論
- 2 団体自治論
- 3 住民自治論

II 自治体政策法務

- 1 立法法務
- 2 執行法務
- 3 評価・争訟法務

質疑応答および討論を交えつつ、担当教員が講義を行うという形式をとる。

履修学生の人数・関心等に応じて、授業内容・方法は変更される可能性がある。

<教科書・教材>

宇賀克也『地方自治法概説 [第三版]』(有斐閣、2009年)

塩野宏『行政法III [第三版]』(有斐閣、2006年)

兼子仁・北村喜宣・出石稔編著『政策法務事典』(ぎょうせい、2008年)

鈴木庸夫編著『自治体法務改革の理論』(勁草書房、2007年)

<成績評価の方法>

平常点およびレポートによる。

<その他>

授業科目：環境法（2単位）

責任教員：苦瀬 雅仁

配当学年：M1・2年

開講学期：前期

週授業回数：1回

＜目的＞

この講義は、公共政策的視点から環境法全般を学ぶことを趣旨とするものである。

このため、環境問題の具体的な事象、状況を踏まえた上で、これに対処するための法制度について、歴史的な経過の概要を学習した上で、これまで環境問題に対して環境法政策がどのように対処してきているのか、また今後どのように対処すべきなのかについて、知識を習得し、考える力を養うことを目的とする。

授業は、受講生自身が政策を企画立案実施する立場に立つことを想定して考えていくことを意識して進める。これにより、環境行政志望者のみならず、他の分野の行政志望者、さらに、シンクタンクやコンサルタント、事業会社、報道機関等を志望する学生等幅広い人にとって有益な知識と考え方の訓練機会が与えられることを目指す。

＜授業内容・方法＞

1. 内容

以下のような内容について授業を行う。

- (1) 環境法の生成と展開の歴史を踏まえた環境法の全体像の概観。
- (2) 環境法の生成発展を導く理念・原則、環境基本法の理解を通じた環境法分野の基本的な考え方と構造の理解。
- (3) 内外の主要な環境問題についての理解とそれに対応する法政策及び個別法についての基礎的な理解。(各分野の近年の環境法諸法令の内容に即して必要な知識を得るとともに、環境問題全体の中における各法政策の位置付けについても、理解を深める。)

2 講義形式及び質疑等を組み合わせた形式により行う。

- ・講義を中心とするが、授業時間中に学生に対して質問を行ったり、意見を求めたりする。
- ・授業の場、または授業後に電子ネットワークも活用して、コメントシートの提出を求める方法も用いる。
- ・幅広い環境法の分野の全体について必要な理解を得るために自習による補足も必要となる。

3 概ね以下の項目と日程で行う。多少の変更はあり得る。

第1部 総論的事項

(第1週)・導入(授業の趣旨の説明、授業の進め方、授業計画等の説明等)、

・環境問題、環境法の特質

(第2週ー第3週)・環境問題の歴史と環境法の生成展開の概要

(第4週)・環境法の理念・原則、・環境政策手法の多様化

(第5週)・環境法及び環境政策の基本構造（環境基本法・環境基本計画）など

(参考：21世紀環境立国戦略、平成21年度環境省重点施策）

2 各論的事項（主な分野等に係る法制度等）（第6週ー第13週）

(第6週)・環境汚染に係る問題と汚染の防止・削減に関する法政策1（大気汚染防止法、自動車NO_xPM法等）

(第7週)・環境汚染に係る問題と汚染の防止・削減に関する法政策2（水質土壤汚染防止法、土壤汚染対策法など）・公害被害者救済に関する法政策

(第8週)・廃棄物・物質循環に関する法政策

(第9週)・自然環境・生物多様性保全に関する法政策

(第10週)・地球環境問題に関する法政策1（全般、地球温暖化以外の諸問題）

(第11週)・地球環境問題に関する法政策2（地球温暖化問題）

(第12週)・有害化学物質の管理に関する法政策、

・環境影響評価に関する法政策

3 試験等（第13ー14週）

(第13週)・試験の実施

(第14週)・試験についての講評

・費用負担、環境事件の司法・行政的解決、環境行政組織 等について補充

＜教科書・教材＞

講義の進捗に応じて、講義資料（レジュメ及び参考資料）を作成・配付する。

【教科書】（ただし教科書にそのまま沿って進めるものではない）

・『環境法第2版』大塚直著（有斐閣）：講義において触れることが困難な部分を含め環境法の全貌を知るための網羅的な教科書である。

【法令集】

・『環境六法』環境法令研究会編集（中央法規）：主要な環境法令を網羅した六法である。環境法を十分に理解するためには、教科書や参考書だけでなく実際の条文に触れることが必要である。（環境六法は大部であり携帯しにくい。主要な法律については『三訂ベーシック環境六法』（平成20年）でも概ね足りるが、毎年改定の環境六法と比較すると古い部分が多少ある。）

【参考書】（以下以外の参考書類は以下のほか講義において必要に応じ追加紹介することがある。）

・『プレップ環境法』（北村喜宣著、弘文堂）・『ケースブック環境法』（大塚直、北村喜宣編）、・『環境白書平成21年版』（22年版は6月に発行見込み）

- ・『第三次環境基本計画』(環境六法にも掲載あり。環境省H Pでも閲覧可能)
- ・『市民のための環境学ガイド時事編』
(安井至先生のウェブサイト) <http://www.yasuienv.net/>
- ・『中西準子のホームページ』 <http://homepage3.nifty.com/junko-nakanishi/>
- ・確認環境法用語 230 (黒川哲志他編、成文堂)
- ・「環境リスク学 不安の海の羅針盤」 中西準子著

<成績評価の方法>

試験を主とし平常点を従とする。(学生数その他の状況を踏まえてレポートによる評価を加える場合がある。)

授業科目：社会福祉法（2単位）

責任教員：志田 民吉

配当学年：M1・2年

開講学期：前期

週授業回数：1回

<目的>

社会福祉法を理解する。

<授業内容>

社会福祉法、具体的には、憲法の生存権規定と福祉サービスの各種の関連法令との係わり、各種の福祉サービス関連法令、福祉サービスの関連法令が児童、高齢者、障害（身体・知的・精神）者などの属性別に規定されていることなどについて、の理解を目指します。各種の福祉サービス関連法令の理解に有用と思われる各種資料（各種審議会答申、判例、各種記事など）の配付プリントをテキストと併用しながら授業を進めます。また、詳細は授業の中で話しますが、社会福祉は生活に関連しますから、生活主体である人の営む社会とその制度を考えるために、いわゆる文化や臨床心理などの視点も授業の中では織り交ぜながら、社会福祉の向上と増進のための制度について考えたいと思います。

<教科書>

蟻塚昌克著・入門・社会福祉と法（ミネルヴァ書房）

<参考文献>

- ① 河野正輝他2名編・入門・社会福祉法（有斐閣）
- ② 月刊福祉の別冊資料集1～26巻（現憲法の下での社会福祉の制度に係わる資料が必要かつ十分に収録されています。）

教科書は元・厚労省福祉専門官の著書で社会福祉（行政）の視点、参考文献①は法学研究者の著書で法学の視点、からの記述です。それぞれの視点の違いが感じ取れるかと思います。

以下は、授業担当者の編著書です。いくつか参考までに挙げておきます。

“社会福祉サービスと法”（共編著、建帛社）、“臨床に必要な人権と権利擁護”（編著、弘文堂）、“(福祉)法学”（編著、建帛社）、“里親制度の国際比較”（共著、ミネルヴァ書房）、“先進諸国の社会保障2、ニュージーランド・オーストラリア”（共著、東京大学出版会）などがあります。特に参考文献も担当者の図書も準備の必要はありません。

<成績評価の方法>

受講態度（出席、質問など）を総合して行いたいと思います。

<その他>

必ずしも学部で法学を履修した学生を講義対象とはしておりませんので、授業の中では法学的思考の基本的な特徴についてもできるだけ言及します。また“人=社会=制度”的関連ですから制度は人間の存在に由来し、日頃から人の存在の意義や人と社会との関連に关心を持つことは大切なことです。

授業科目：現代の行政法制とその横断的検討（2単位）

担当教員：仲野 武志

配当学年：M1・2年

開講学期：前期

週授業回数：隔週2回

＜目的＞

以下の3つの能力を培うこと

- ① 代表的な実定行政法を条単位で正確に読解する（文理解釈をする）能力
- ② 代表的な実定行政法の全体構造を正確に把握する（どこに何が書いてありそうかを推測する）能力
- ③ 既存の実定行政法を参考しながら新たな立法を行うための基礎的能力（鍵となる条文の書きぶり、大まかな全体構造のイメージ等を提案し、討議する能力）

＜授業内容・方法＞

- ① 代表的な実定行政法を回読する。初めはゆっくりと着実に、次第に速度を上げる。
- ② 新たな立法課題とその参考となる既存の実定行政法を与え、各自起案の後、討議。

＜教科書・教材＞

適宜配布

ウェブサイトとして、総務省・法令データ提供システム、衆議院・詳細な検索（制定法律）

＜成績評価の方法＞

平常点による。

＜その他＞

川内開講

授業科目：公共政策基礎理論（4単位）

責任教員：稻葉 馨、植木 俊哉、大西 仁、牧原 出

配当学年：M1・2年

開講学期：前期

週授業回数：2回

＜目的＞

公共政策大学院でのすべての授業科目の根底には、法学・政治学・経済学を中心とする社会科学の理論がある。特に公共政策に関わる諸現象に対しては、問題への多角的な接近が不可欠であるため、社会科学の多様な理論への理解無くしては、問題を構造的に理解することは不可能である。本授業では、このうち法学・政治学における理論の基礎について、受講者がそれぞれの未習者であることを一応の前提に、入門的な基礎部分から、実務上きわめて重要な論点となっているいくつかの先端的な理論について解説する。これらは、公共政策ワークショップI・IIのみならず、基幹科目のすべてと関係しているので、授業では可能な限り他の諸科目へとどう展開しているのかについても触れる。また、今後の発展的な学習の方法についても教授するので、各自はその関心にあわせて自習をし、理論及び実務についての理解を一層深めるため、他の基幹科目を履修するように心がけてほしい。その意味で、本授業は大学院カリキュラムの科目配置を理解する上でも必須である。したがって、法学・政治学については既習であるという自負がある学生も受講されたい。

また、経済学及びその関連分野については、経済学理論、財政学、政策分析の基礎と応用が基礎的な理論の講義を行っているので、適宜これらも並行して履修することが望ましい。

なお、本授業は2011年度からは1年次の必修科目となる予定であるが、本年度は先行的に実施するために必修科目とはしない。とはいえ、事実上必修に近い科目として1年次学生は全員履修されたい。もちろん、理論の基礎を再確認するための2年次学生の履修も歓迎する。

＜授業内容・方法＞

本授業は、行政法、国際法、政治学・行政学、国際政治学の4分野についてオムニバス講義が行われる。4月はイントロダクション（牧原担当）、政治学・行政学（牧原担当）、5月は国際政治学（大西担当）、6・7月の火曜は行政法（稻葉担当）、金曜は国際法（植木担当）の授業が開講されるので、適宜準備に当てる。

（1）行政法については

- ①公共政策の法的理解・分析・制度化に当たって必要となる行政法の基礎知識を身につける。
- ②「行政法的思考」とは何かを学び、行政法の観点から考える力を身につける。
- ③公共政策の企画・立案に当たって必要な行政法に関する知見を得るために、独立で必

要文献・資料（判例等）などを収集する力を身につける。

がねらいとなる

授業の構成は、以下の通りである。

- 1 行政法の見取り図－法の3分野と行政法
- 2 行政法の基礎原理－「法律による行政の原理」など
- 3 行政活動の諸態様－ルール策定行為・行政処分・行政指導
- 4 情報公開・個人情報保護制度－公文書管理・情報公開・個人情報保護
- 5 公正・透明な行政手続－行政手続法概観・処分手続・行政指導の統制
- 6 行政訴訟－その1：訴訟類型と仮の救済
- 7 行政訴訟－その2：取消訴訟の訴訟要件
- 8 国家賠償－国家賠償法概観・国家賠償法1条・国家賠償法2条

(2) 國際法については、

- ①グローバル化した現代の国際社会における諸課題や諸問題を法的視点から分析・検討するための基盤となる国際法の基礎知識を身につけること、
 - ②国際法の解釈・適用を通して国際的な課題や問題に関する政策提言を行うための専門的能力の基礎を身につけること、
 - ③各国政府や国際組織、国際裁判機関等に関する各種の文書や資料等を収集し、分析・検討を行う能力を身につけること、
- が課題となる。

授業の構成は、以下の通りである。

- 1 国際社会における法の機能と役割
- 2 国際法の存在形態
- 3 国家をめぐる国際法
- 4 個人と国際法
- 5 領域の管理と国際法
- 6 国際紛争の解決と国際法
- 7 国際社会における平和の維持と武力行使の規制

(3) 政治学・行政学については、

- ①公共政策の講学上の理論と、本大学院で公共政策ワークショップを中心に履修する諸科目での実践的な「政策」との共通性と相違点について、十分理解する
 - ②統治機構に関する政治理論と組織理論の動向をふまえつつ、現代の行政・政策にそれらがどう適用されているか、具体例に則して理解する
 - ③中央地方関係および市民社会について正確に理解することで、政策形成における行政および社会の役割についての理解を深める
- ことが課題となる。

授業の構成は、以下の通りである。

- 1 イントロダクション——政策研究、政策提言、政策教育
- 2 立法過程の中の政治制度と法制度
- 3 組織理論と行政組織
- 4 課題設定と政策革新
- 5 政策執行と規制
- 6 政策評価と行政評価
- 7 中央地方関係と分権化改革
- 8 市民社会と公共性

（4）国際政治については

講義の目的を一文で表わすと、現代の国際社会で発生している様々な政治的・社会的问题を正確に理解し、その解決策を見出すのに役立つ、基礎的観点・知識を身に付けることにある。

より具体的には、次のようなことが学ぶべき課題となる。

- ①近代の国際政治においては、日常的市民生活や近代の国内社会で培われる常識・倫理からかけ離れた事がしばしば起こっているが、近代の国際社会の構造、及びそこで展開された近代の国際政治の特徴はどのようなものであったか。
- ②近年の国際政治の姿は、近代の伝統的な国際政治のあり方から大きく変容してしまったが、近年、国際社会にはどのような構造変動が起こり、又、その結果、現代の国際政治はいかなる特徴を帯びるに至ったか。
- ③今日、人類社会は、その存否に関わりかねない様々な深刻な問題、すなわちグローバル・イッシャーに直面しているが、グローバル・イッシャーにはどのようなものがあるのか、又、それらの問題はなぜ起きたのか、そして、どのように解決すべきか。

授業の構成は、以下の通りである。

- 1 国際社会の構造と変容
 1. 1. 近代国際社会の成立と近代国際政治の特徴
 1. 2. 国際社会の変容と現代国際政治の特徴
 1. 3. 冷戦、ポスト冷戦、グローバリゼーション
2. グローバル・イッシャー
 2. 1. グローバル・イッシャーとは
 2. 2. 戦争の原因論と平和構想
 2. 3. 核兵器
 2. 4. 飢餓

＜教科書・教材＞

稻葉馨『行政法と市民』放送大学教育振興会、2006年

中谷和弘・植木俊哉・河野真理子・森田章夫・山本良『国際法』有斐閣、2006年

西尾勝『行政学（新版）』有斐閣、2001年

加茂利男・大西 仁他『現代政治学・第3版』有斐閣、2007年。

John Baylis et al. *The Globalization of World Politics: An Introduction to International Relations, Fourth Edition*, Oxford University Press, 2008 (意欲的に国際政治を学習した学生には有益である)

上記以外の教材、参考文献については追って知らせる。

＜成績評価の方法＞

学期末における筆記試験により行う。

授業科目：健康・医療と公共政策（2単位）

責任教員：坪野 吉孝

配当学年：M1・2年

開講学期：後期

週授業回数：1回

＜目的＞

ある疾病対策が国の施策として行なわれている以上、その前提として必要十分な科学的根拠が存在すると考えがちだが、実際の状況は異なる場合が少なくない。本講義では、健康と医療の分野における、政策と科学の一致と不一致を明らかにすることを通して、政策の有効性や妥当性を、科学の視点から批判的に検証する基礎的な知識を身に付けることを目的とする。講義の前半1/3では、科学としての政策評価について、その哲学的背景から基本的な方法論までを解説する。後半2/3では、今日のわが国で実施されているおもな疾病対策を取り上げ、その概要と、科学的根拠の現状を検証する。

＜授業内容・方法＞

- 1 序論－健康・医療分野における科学の問いと政策の問い合わせ
- 2 科学としての政策評価の哲学的基盤－科学哲学者ポパーのエッセイを読む
- 3 応用社会科学としての政策評価の発展
- 4 政策が有効と判断するにはどんな条件が必要か－因果関係の評価1
- 5 政策が有効と判断するにはどんな条件が必要か－因果関係の評価2
- 6 がん対策基本法
- 7 がん登録（がんの実態把握）
- 8 がん検診（早期発見・早期治療）・総論
- 9 がん検診（早期発見・早期治療）・ケーススタディ（小児がん検診の休止）
- 10 科学的根拠に基づく政策決定
- 11 メタボ健診・総論
- 12 メタボ健診・科学的根拠の現状
- 13 健康被害の認定基準・原爆症
- 14 社会問題の医療化1・自殺対策
- 15 社会問題の医療化2・暴力と健康

＜教科書・教材＞

教科書はなし。毎回レジュメを使用する。

＜成績評価の方法＞

成績は、出席、質疑・討論への参加、レポートにより評価する。

授業科目：租税法原論（2単位）

責任教員：濵谷 雅弘

配当学年：M1・2年

開講学期：後期

週授業回数：1回

＜目的＞

授業題目：日本の税制に関する議論

授業の目的と概要：この授業は、租税法についての基礎的知識を有する学生を対象として、近年の日本において税制改革に関してどのような論点が問題となっているかを知り、その論点を巡って議論を深めることにより、税制に関する正確な知識、理論的な批判能力、政策立案能力等を身につけることを目的とする。

授業は、演習形式により行い、各回のテーマに関して報告者を決め、その報告を巡って対話・討論を行うことにより進める。

学習の到達目標：

1. 日本の税制の現状について、正確な知識を得る。
2. 租税制度の沿革や立法過程の調査を行う能力を得る。
3. 税制について理論的・批判的に分析を行う能力を得る。

＜授業内容・方法＞

主に平成22年度税制改正大綱を用いて、各論点について報告担当者を決め議論をする。但し、参加者の関心分野によっては変更もありうる。

＜教科書・教材＞

教材としては、上記の資料等を用いる。

参考書としては、金子宏『租税法』(弘文堂)、水野忠恒『租税法』(有斐閣)、『図説日本の税制』(財経詳報社)等を勧める。

＜成績評価の方法＞

成績評価方法：レポート試験及び平常点による。平常点は、出欠のみならず、事前準備、問題発見能力、議論への参加等を重視する。

授業科目：国際関係論演習（4単位）

責任教員：戸澤 英典、金 淑賢

配当学年：M1・2年

開講学期：通年

週授業回数：隔週2回

＜目的＞

授業の目的と概要：

この演習では、現代の国際社会で発生する様々な問題に対する分析能力の涵養を目指して、国際関係論の重要トピックに関する文献・資料を読みすすめる。今年度は、「東アジア共同体」を全体テーマとする。

学習の到達目標：

日本語文献・外国語文献（主に英語）の文献読解能力と、ペーパーの作成能力。

＜授業内容・方法＞

演習の前半では、世界各地で展開している地域主義の展開を概観した上で、「東アジア共同体」論議に関する基礎的な文献を講読する。参加者は順番に日本語文献・外国語文献を担当して、各人の報告を基に議論を深めていく。

演習後半においては、受講者は3～4名で1グループを作り共同作業を行う。「東アジア共同体」をめぐり、中国、韓国、ASEAN諸国、豪・NZ、インド、米国というアクターがどのような対応を見せており、より深い分析を行い、グループ毎にゼミ論文を完成させる。

各回のトピックは次の通り。但し、受講者の関心を聴取した上で、変更があり得る。

1. イントロダクション
2. 地域主義の展開（総論）
- 3.～7. 基本文献講読（日本語文献・外国語文献）
8. 前半の総括的討論
9. 後半イントロダクション
- 10.～13. 各グループ毎の文献講読 ※各グループの中間報告を隨時
14. 各グループによる最終報告
15. 総括的討論

<教科書・教材>

全員で講読する文献および各トピック別の参考文献については開講時に指定する。

<成績評価の方法>

授業中の報告および学期末のレポート（ゼミ論文）で評価。

<その他>

初回の授業時（4月9日）に説明会を行うので、志望者は必ず出席すること。学部演習と合併。参加希望者は初回に必ず出席すること。

授業科目：実務労働法 I（2単位）

責任教員：原 昌登

配当学年：M1・2年

開講学期：前期

週授業回数：隔週2回

＜目的＞

労働法総論と雇用関係法の前半部分について授業する。この授業の目的は、労働法の基本的な枠組みを理解し、雇用関係法に関わる具体的な問題について思考・議論する能力を養うことにある。

＜授業内容・方法＞

各回の授業内容は、次の通りである。

・労働法総論

- 1 イントロダクション、労働法上の「労働者」
- 2 労働法上の「使用者」
- 3 労働法規・労働契約
- 4 労働協約
- 5 就業規則 その1
- 6 就業規則 その2

・雇用関係法

- 7 労働者の人権－労基法上の人権擁護規定、人格権・プライバシー保護・セクハラなど
- 8 雇用差別－労基法3条・4条、男女雇用機会均等法、均等・均衡待遇、年齢差別など
- 9 労働関係の成立－募集、採用、内定、試用など
- 10 賃金
- 11 労働時間
- 12 休暇・休業
- 13 安全衛生・労働災害
- 14 人事－昇進・昇格、降格、配転、出向、転籍、休職など

各回の授業は、労働法上の重要判例を素材に、教員と学生が対話をを行うという形式で進められる。適宜、教員作成のレジュメを利用したポイント解説も織り交ぜる。このような方法を通して、労働法の理論的枠組みを正確に理解するとともに、論理的思考能力や問題解決能力を養うことを目指す。

<教科書・教材>

教材として、荒木・島田・土田・中窪・水町・村中・森戸『ケースブック労働法〔第2版〕』(有斐閣)、水町勇一郎『労働法〔第3版〕』(有斐閣、2010年刊行予定)を用いる。

なお、労働法の初学者には入門書として森戸英幸『プレップ労働法〔第2版〕』(弘文堂)を薦めるので、開講前に読んでおくとよい。

この他の参考書は開講時に詳しく紹介するが、特に有用なものとして、水町勇一郎編著『事例演習労働法』(有斐閣)、大内伸哉『労働法学習帳〔第2版〕』(弘文堂、2010年刊行予定)を挙げておく。

<成績評価の方法>

平常点（出席および授業のなかでの各人の議論の内容）と期末の試験の成績をもとに評価する。評点の配分は平常点2割、試験8割を目処とする。

<その他>

その日の授業の終了後、個別の質問を受ける時間を設ける。

授業科目：実務労働法Ⅱ（2単位）

責任教員：原 昌登

配当学年：M1・2年

開講学期：集中講義

＜目的＞

雇用関係法（後半部分）、労使関係法、労働法の新領域、労働法の総合的考察について授業する。この授業の目的は、労働法の基本的な枠組みを理解するとともに、労働法をめぐる新たな課題や複合的問題について思考・議論する能力を養うことにある。

＜授業内容・方法＞

各回の授業内容は、次の通りである。集中講義なので、開講前に詳細な進行予定を示すこととする。

- ・雇用関係法

- 1 イントロダクション、懲戒 その1
- 2 懲戒 その2
- 3 労働関係の終了1—解雇 その1
- 4 労働関係の終了1—解雇 その2
- 5 労働関係の終了2—雇止め、辞職、合意解約、定年

- ・労使関係法

- 6 労働組合と団体交渉
- 7 団体行動
- 8 不当労働行為

- ・労働法の新領域

- 9 労働紛争の処理
- 10 合併・事業譲渡・会社分割と労働関係、知的財産・知的情報と労働関係
- 11 労働市場と法規制—労働者派遣法など

- ・総合的考察

- 12 労働条件の変更
- 13 企業組織再編と労働関係
- 14 使用者の権限と労働者の権利保護

各回の授業は、労働法上の重要判例や複合的な事例を素材に、教員と学生が対話を行うという形式で進められる。適宜、教員作成のレジュメを利用したポイント解説も織り交ぜる。このような方法を通して、労働法の理論的枠組みを正確に理解するとともに、論理的思考能力や問題解決能力を養うことを目指す。

<教科書・教材>

実務労働法 I と共に用いる。教材として、荒木・島田・土田・中窪・水町・村中・森戸『ケースブック労働法〔第 2 版〕』（有斐閣）、水町勇一郎『労働法〔第 3 版〕』（有斐閣、2010 年刊行予定）を用いる。

<成績評価の方法>

平常点（出席および授業のなかでの各人の議論の内容）と期末の試験の成績をもとに評価する。評点の配分は平常点 2 割、試験 8 割を目処とする。

<その他>

その日の授業の終了後、個別の質問を受ける時間を設ける。

授業科目：社会保障法（2単位）

責任教員：嵩 さやか

配当学年：M1・2年

開講学期：前期

週授業回数：1回

<目的>

本授業では、少子高齢化の進展などにより法制度のあり方があります注目されている社会保障について、制度の概要と主な法的問題について取り上げることにより、社会保障法についての基本的な知識を習得することを目的とする。また、社会保障についての法的問題は民法、行政法、憲法などとの交錯領域であることが多い。本授業では、民法、行政法、憲法などの応用問題としての意義を有する法的問題を中心的に取り上げることにより、これらの科目的基礎的知識の確認を行うことをも目的とする。

<授業内容・方法>

1. 授業内容

本授業では、社会保障法初学者でも授業内容を理解できるように、まず各社会保障制度の概要を講義し、そこでの理解を前提に特に重要と思われる法律問題をトピック的に取り上げる。

2. 教育方法

制度の概要については、参考書などを利用してあらかじめ理解しておくことが望ましいが、講義でも概要を解説する。

他方で、法律問題の検討については、あらかじめ指定した資料（主に、『社会保障判例百選〔第4版〕』（有斐閣、2008年）に掲載されている裁判例）を予習してきたことを前提に授業を進める。

3. 予定

第1回 ガイダンス

第2回 年金1－年金制度の概要

第3回 年金2－年金制度をめぐる法律問題①

第4回 年金3－年金制度をめぐる法律問題②

第5回 医療1－公的医療制度の概要

第6回 医療2－公的医療制度をめぐる法律問題

第7回 労働保険1－労災保険の概要と法律問題

第8回 労働保険2－雇用保険の概要と法律問題

第9回 社会福祉1－社会福祉制度の概要

第10回 社会福祉2－社会福祉制度をめぐる法律問題①

第11回 社会福祉3－社会福祉制度をめぐる法律問題②

第12回 生活保護1－生活保護制度の概要

第13回 生活保護2－生活保護制度をめぐる法律問題①

第14回 生活保護3－生活保護制度をめぐる法律問題②

＜教科書・教材＞

1. 教科書等

- ・『社会保障判例百選〔第4版〕』(有斐閣、2008年)
- ・ 社会保障関連法律の掲載されている六法、あるいは、『社会保障法令便覧』(労働調査会出版局)

2. 参考書

加藤智章・菊池馨実・倉田聰・前田雅子『社会保障法〔第4版〕』(有斐閣、2009年)

西村健一郎『社会保障法入門』(有斐閣、2008年)

西村健一郎『社会保障法』(有斐閣、2003年)

岩村正彦『社会保障法I』(弘文堂、2001年)

＜成績評価の方法＞

期末試験にて評価する。

授業科目：経済法 I（2単位）

責任教員：滝澤 紗矢子

配当学年：M1・2年

開講学期：後期

週授業回数：2回（後期を二分し、前半に行う）

＜目的＞

日本における競争政策と規制の概要を知るため、独占禁止法の基本と思考方法を体系的に習得することを目的とする。必要に応じて審決・判決等の原資料の検討・分析を行なうことを通じ、具体的な事案から法的問題を見出して解決に導きうる論理力及び専門用語を駆使した討論能力を養成することも目指す。

＜授業内容・方法＞

1 内容

独占禁止法の違反要件の基礎を体系的に講義する。授業の進度に応じて関連審決・判例等の原資料を検討・分析する。

2 方法

前半は比較的講義が中心となる。徐々に具体的な事案について受講者と質疑応答を行っていく。

3 予定

概ね、以下の予定に従って進める。（最新の資料・情報に基づいて講義するため、各回の詳細を示すことはできない。）

（1）弊害要件総論

① 市場

② 反競争性

（不正手段）

③ 正当化理由

（2）各違反類型

① 不当な取引制限

② 不公正な取引方法

③ 私的独占

＜教科書＞

白石忠志『独禁法講義（第5版）』（有斐閣）

<教 材>

随時資料を配布する。
公正取引委員会 HP (<http://www.jftc.go.jp/>) が有用である。

<参考書>

白石忠志『独占禁止法（第2版）』（有斐閣）
金井貴嗣・川濱昇・泉水文雄編『独占禁止法（第2版補正版）』（弘文堂）
川濱昇・瀬領真悟・泉水文雄・和久井理子『ベーシック経済法（第2版）』（有斐閣）
白石忠志『独禁法事例の勘所（第2版）』（有斐閣）
独禁法審決・判例百選（第7版）

<成績評価の方法>

期末に行う筆記試験による。

<その他>

「経済法Ⅱ」の受講を希望する者は、この講義を必ず受講しておくこと。

授業科目：経済法Ⅱ（2単位）

責任教員：滝澤 紗矢子

配当学年：M1・2年

開講学期：後期

週授業回数：2回（後期を二分し、後半に行う）

＜目的＞

経済法Ⅰの既修者を対象として、独禁法違反要件の応用部分、及び独禁法違反行為に対するエンフォースメントを習得することを目的とする。同時に、実務的かつ発展した知識及び思考方法を獲得し、法曹として活動する場合に経済法を専門分野にできる基盤が形成されたといえるレベルへの到達を目指す。

＜授業内容・方法＞

1 内容

事業者団体規制、企業結合規制を始めとする独禁法違反要件の応用部分を押さえた後、独禁法違反行為に対する各種エンフォースメントを体系的に講義する。また、授業の進度に応じて審決・判例等の原資料を読み、事例研究を行う。問題となる具体的な実務的論点について、現実にどのように対応することになるのか、基本六法に立ち戻って論理的に思考し、討論できるような機会を設ける。独禁法改正の行方についても適宜解説する。

2 方法

受講者との質疑応答を軸として進める。そのために、受講者は、示された予習範囲を十分準備する必要がある。

3 予定

（最新の資料・情報に基づいて講義するため、各回の詳細を示すことはできない。）

（1）独禁法違反要件の応用

- ① 事業者団体規制
- ② 企業結合規制
- ③ 例外的な違反類型
- ④ 適用除外
- ⑤ 応用的諸問題

（2）独禁法のエンフォースメント

- ① 刑罰
- ② 公正取引委員会による事件処理
- ③ 民事訴訟

＜教科書＞

白石忠志『独禁法講義（第5版）』

<教 材>

随時資料を配布する。

公正取引委員会 HP (<http://www.jftc.go.jp/>) が有用である。

<参考書>

白石忠志『独占禁止法（第2版）』（有斐閣）

金井貴嗣・川濱昇・泉水文雄編『独占禁止法（第2版補正版）』（弘文堂）

川濱昇・瀬領真悟・泉水文雄・和久井理子『ベーシック経済法（第2版）』（有斐閣）

白石忠志『独禁法事例の勘所（第2版）』（有斐閣）

独禁法審決・判例百選（第7版）

<成績評価の方法>

主として、期末に行う筆記試験による。筆記試験の比重は成績全体の90%とし、出席点・授業に対する貢献度等を±10%の範囲で参酌する。

<その他>

この講義の受講を希望する者は、「経済法Ⅰ」を必ず受講しておくこと。

授業科目：トランクナル情報法（2単位）

責任教員：芹澤 英明、早川 真一郎

配当学年：M1・2年

開講学期：後期

週授業回数：1回

＜目的＞

この授業の目的は、インターネットをはじめとする情報通信基盤において展開している、国境を越えた情報流通をめぐる法律問題を題材にして、電子取引社会が直面している情報法の最先端問題について理解を深めることを目的としている。国際条約やアメリカ法、EU法の動向及び、我国における情報取引、電子商取引、電子マネー法制のあり方についての実践的な取り組みについて考察することにより、情報法政策の基本的な枠組みを理解し、法政策判断能力や分析能力を兼ね備え、先端的領域において活躍が期待できる実務法曹を養成することが目指されている。

＜授業内容・方法＞

学生は、予め指定されたインターネット上の教材の該当部分と基本判例（日本、アメリカ、EU諸国等）を読み、自らの理解・問題認識を深めたうえで授業に臨むことが要求される。授業では、教員と学生との対話・問答を基本しながら、国際的な情報法政策問題について考察を深める。

とりあげるテーマは以下の通りである。

第1部 トランクナル情報法の基本問題

1. はじめに：サイバースペース上の情報法規制
2. 表現の自由と青少年の保護
3. 名誉毀損
4. プライバシー・個人情報の保護
5. 不正アクセス規制
6. 電子署名法
7. プロバイダ責任法
8. 電子マネー・電子決済・電子登録債権法
9. ネットワーク上の契約問題：電子商取引法
10. 情報ライセンス法

第2部 トランクナル情報法の課題

- 1 1. 裁判管轄及び準拠法選択
- 1 2. 契約による法廷地・準拠法選択

- 13. オンライン紛争解決手続
- 14. 情報法における国際協調
- 15. 情報法の理論　：最終レポート課題の提出

<教科書・教材>

高橋和之・松井茂記編『インターネットと法』(第4版 有斐閣 2010)
堀部政男・長谷部恭男編『メディア判例百選』(別冊ジュリスト、有斐閣 2005)
インターネット教材（ケースブック）<http://www.law.tohoku.ac.jp/~serizawa/>

<成績評価の方法>

期末に行われる最終課題（レポート試験）の成績（100 %）によって評価する。さらに、各回の授業で出される自由課題を提出した場合には、その内容を評価し、全成績 100 点の範囲の中で、0 点～20 点の加点を行う。

授業科目：ジェンダーと法演習（2単位）

担当教員：辻村 みよ子

配当学年：M1・2年

開講学期：前期

週授業回数：1回

＜目的＞

男女共同参画社会基本法は、「男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に發揮できる社会」(男女共同参画社会)の実現を「21世紀の我が国社会を決定する最重要課題」として位置づけているが、実際には、性差についての固定観念（ステレオ・タイプ）や偏見（ジェンダー・バイアス）、性別役割分業に由来する不合理な差別が、日本社会の至る所に存在し、男女の平等な社会参画を阻んでいる。このことは、司法や法学の領域でも例外ではなく、判例・学説あるいは法曹実務家のなかにジェンダー・バイアスが現存する例が指摘されることも多い。

そこで本演習では、以上のような状況をふまえて種々のジェンダー（社会的・文化的に形成された性差）問題や既存の判例等を検討し、議論することで、法曹実務家に強く要求されるジェンダー・センシティヴな問題意識を養い、ジェンダーの視点から法学研究を深めることを目的とする。

＜授業内容・方法＞

本演習では、女性と人権、平等原理とポジティヴ・アクションなどの理論的課題のほか、雇用・政治・家庭内のジェンダー問題について、男女雇用機会均等法改正やDV防止法等の諸法律、判例などを題材とし、諸外国の例も参考にしつつ、下記のような項目にそって具体的に検討する。テーマごとに報告しあい、議論することで、ジェンダー法学の意義と課題を明らかにする。

- 1 総論：フェミニズム・ジェンダーと法
- 2 女性の権利の歴史と女性差別撤廃条約
- 3 各国の男女平等政策とポジティヴ・アクション
- 4 日本の男女共同参画社会基本法と条例等の取り組み
- 5 日本国憲法の平等原理と性差別の違憲審査基準
- 6 政治参画とジェンダー
- 7 雇用とジェンダー
- 8 社会保障とジェンダー
- 9 家族とジェンダー
- 10 リプロダクティヴ・ライツ
- 11 ドメスティック・ヴァイオレンス
- 12 セクシュアル・ハラスメント
- 13 セクシュアリティとポルノ・買売春

14 司法におけるジェンダー・バイアス、まとめ

＜教科書・教材＞

辻村みよ子著『ジェンダーと法』不磨書房（2005年）（必要に応じコピー配布）

辻村みよ子著『憲法とジェンダー』有斐閣（2009年）（参考）

辻村みよ子著『ジェンダーと人権』日本評論社（2008年）（参考）

＜参考書等＞

浅倉むつ子・角田由紀子編『比較判例ジェンダー法』不磨書房（2008年）

第二東京弁護士会司法改革推進二弁本部ジェンダー部会 司法におけるジェンダー問題
諮詢會議編『事例で学ぶ 司法におけるジェンダー・バイアス』明石書店ほか（適宜紹介する）。

＜成績評価の方法＞

期末試験（レポート）（60%）及び平常点（報告・討論参加状況）（40%）により評価する。

＜その他＞

法科大学院との併設とする。

授業科目：東アジア政治外交論演習（2単位）

責任教員：金 淑賢

配当学年：M1・2年

開講学期：後期

週授業回数：1回

<目的>

本演習では、東アジア国際政治に関する英語の文献を講読する。東アジア国際政治の特徴について理解を深めると同時に、英語の読解能力を高める。

<学習の到達目標>

冷戦後の東アジア国際関係に関する知識を、英語の文献を使い身につけること。

<授業内容・方法>

毎回報告者を決めて、日本語（翻訳）でのレジュメを報告前に全員に回し、その報告を聞いた後、全員で討論を行う。

<教科書・教材>

文献リストについては開講時に配布する。

<成績評価の方法>

参加者の報告と討論への参加および学期末のレポートで評価する。

<その他>

参加希望者は初回の授業に出席する前に、私までメール（kim@law.tohoku.ac.jp）に、志望理由について送付すること。

授業科目：ヨーロッパ政治史演習（4単位）

責任教員：平田 武

配当学年：M1・2年

開講学期：後期

週授業回数：2回

＜目的＞

政治学的テーマに関して文献を読み込んで、理解し、議論する能力を身につけること。

＜授業内容・方法＞

20世紀の殊に後半のヨーロッパの政治においてキリスト教民主主義勢力の果たした役割が極めて大きいことは言を俟たない。戦後政治において、政治スペクトラムの中道から右側にかけて、すなわち政治的な保守の側に、デモクラシーのもとでも競合能力を持っていて大衆基盤を備えた政党が成立したことは、戦後デモクラシーの安定に大きく貢献した。大陸ヨーロッパにおける福祉国家の建設も、あるいは欧州統合でさえも、彼らの貢献を抜きにしては論じることができない。しかしながら、翻って、20世紀前半の政治においてキリスト教民主主義の前身となるカトリック宗派政党が同様の機能を果たさせていたのかと聞えば、その答えは国によって必ずしも肯定的なものとはならない。本演習では、20世紀のそれぞれある時期における各国のキリスト教政党をとりあげた論文集を教材として、20世紀のヨーロッパ政治において、宗派政党－キリスト教民主主義政党が果たした役割を考察する。教材は入門書ではなく、専門の研究書であるから、その内容は決して容易ではない。参加者には、専門的な社会科学文献を時間をかけて読み込む読解力が必要となろう。

演習は、教材の章毎に担当者がレジュメ（B4二枚～三枚程度）を作成して報告し、それに基づいて討議を行う形式で進める。演習参加者には、毎回の出席と議論への参加が要請されることは言うまでもなく、少なくとも一回は報告を担当してもらうことになる。

＜教科書・教材＞

田口晃・土倉莞爾編著『キリスト教民主主義と西ヨーロッパ政治』木鐸社、2008年

教材は各自で購入すること。必要な場合は副教材をさらに指示する。

＜成績評価の方法＞

参加者の報告と、質疑・討論への参加に基づいて行う。

＜その他＞

川内キャンパスで開講する。参加希望者は開講日の説明会（追って掲示する）に出席すること。学部演習と合併。

授業科目：法と経済学（2単位）

責任教員：森田 純

配当学年：M1・2年

開講学期：前期

週授業回数：1回

＜目的＞

この授業の目的は、法の経済分析（法と経済学）に関する基礎的な素養を習得することにある。伝統的な法学における利益衡量は、解釈論におけるにせよ、立法論におけるにせよ、しばしば直感的で曖昧な嫌いがあるのに対し、経済分析は、法ルールの設定に対応して人がどのように行動するのか（しないのか）について、現実を抽象化したモデルに基づいてより客観的な分析を行おうとするものである。複雑な現実をモデル化して分析する経済分析は、思考の整理のためには非常に有用なツールであるが、他方で、モデル化の際に抜け落ちてしまった現実世界との差違に注意を払わないと、経済分析を「誤用」してしまう危険もある。そこで、授業においては、経済分析の有用性と、その利用の際の注意点を習得し、法律家として説得的な主張をなすことができるようになることを目指す。

＜授業内容・方法＞

この授業では、関連する分野ごとに、経済分析を活用することによってどのような知見が得られるのかについて、有益なトピックを選んで解説していく。

各回の内容は、以下の予定である（ただし、担当教員の都合で変更となる可能性がある）：

第1回（4/12）：法と経済学入門

第2回（4/19）：刑法の経済分析1

第3回（4/26）：刑法の経済分析2

第4回（5/10）：不法行為の経済分析1

第5回（5/17）：不法行為の経済分析2

第6回（5/24）：所有権法の経済分析

第7回（5/31）：契約法の経済分析1

第8回（6/7）：契約法の経済分析2

第9回（6/14）：会社法の経済分析1

第10回（6/21）：会社法の経済分析2

第11回（6/28）：会社法の経済分析3

第12回（7/5）：家族法の経済分析1

第13回（7/12）：家族法の経済分析2

第14回（7/26）：法と経済学のこれから（実証分析、行動経済学）

第15回：take home exam

＜参考書＞

シャベル『法と経済学』(2010, 日本経済新聞社)

三輪＝柳川＝神田『会社法の経済学』(1998, 東大出版会)

レビット＝ダブナー『ヤバい経済学』(増補改訂版, 2007, 東洋経済新報社)

その他, 担当教員が適宜参考文献を指定することがある。

＜成績評価の方法＞

期末試験 (take home exam · 80 %), 及び, 授業への貢献度 (20 %) による。期末レポートにおいては, 半期の授業を通じて, どれだけ「経済学的に自分で考えられるようになったか」が問われる。文献を調べることによって「正解」が分かるような性質のものではないので, 注意すること

＜その他＞

各回で扱う分野についての基礎的な知識を受講者が持っていることが望ましい。

授業科目：環境法Ⅱ（2単位）

責任教員：大塚 直

配当学年：M1・2年

開講学期：集中講義

＜目的＞

これまでの奔放な経済活動のもたらした環境への負荷が、許容量をこえて蓄積し、環境を破壊し、人々の生活に重大な影響を与えつつある。今日では、地球規模で、環境を守り循環型社会への転換が求められていることは周知の通りである。この授業では、とくに、環境私法を中心として、現代の法がかかえる法的課題と、なすべき理論的・実践的取り組みを検討することを目的とする。

＜授業内容・方法＞

環境法の判例を扱うほか、環境法の総論的課題：理念・原則・手法と、個々の環境法の諸問題との連関について扱う。

講義は集中講義と演習の組み合わせの形で行われるので、受講者はあらかじめ、大塚直・環境法（第3版）（有斐閣、2010予定）を通読の上、参加すること。

第1回 環境法の理念・原則（1）

第2回 環境法の理念・原則（2）

第3回 環境政策の手法（1）

第4回 環境政策の手法（2）

第5回 民事賠償訴訟—過失、権利侵害・違法性・受忍限度、環境権

第6回 民事賠償訴訟—因果関係、損害・賠償範囲、共同不法行為

第7回 土壌汚染訴訟

第8回 リスク訴訟

第9回 民事差止訴訟（1）

第10回 民事差止訴訟（2）

第11回 民事差止訴訟（3）

第12回 環境影響評価にかかる訴訟

第13回 土壌汚染訴訟

第14回 廃棄物訴訟（1）

第15回 廃棄物訴訟（2）

＜教科書・教材＞

大塚直「（連載）環境法の新展開」法学教室283号以下（2004年4月号～）

環境法判例百選（別冊ジュリスト171号）

大塚直・環境法（第3版）（有斐閣、2010予定）

大塚直=北村喜宣編・環境法ケースブック（第2版）（有斐閣・2009）

大塚直=北村喜宣編・環境法学の挑戦（日本評論社,2002）

吉村良一・公害・環境私法の展開と今日的課題（法律文化社,2002）

畠山武道=大塚直=北村喜宣・環境法入門（第3版）（日本経済新聞社,2007）

など

環境法の判例については追加するので、掲示に注意されたい。

＜成績評価の方法＞

期末試験又はレポート、および講義への貢献度によって総合評価する（期末試験又はレポート 60 %、平常点 40 %）。

授業科目：行政学演習（4 単位）

責任教員：牧原 出

配当学年：M1・2年

開講学期：通年

週授業回数：隔週2回

＜目的＞

近代日本においてイギリスの政治と政治制度は、政府内外の秩序構想の源泉であった。大隈重信の議会開設構想と福沢諭吉の「国会論」、日英同盟の締結と外務省・軍部内の親英米派の形成、憲政会・民政党内閣の「幣原外交」と石橋湛山の「小日本主義」、農商務官僚から経済学者に転じた河合栄治郎の社会政策論など、イギリス政治に発想を得て、論陣を張った評者の系譜がある。戦後においては、とりわけ一九八〇年代以降、サッチャー内閣の新保守主義の経済政策と行政改革が中曾根内閣と第二次臨時行政調査会における「審議会政治」の論説、ブレア内閣における政権交代と modernisation と銘打った一連の社会改革が日本の政治改革と民主党政権への政権交代のモデルとなっている。本演習では、この系譜の論説を講読しつつ、一九世紀末から二〇世紀にかけて徐々に「帝国」が解体する中で政治構造を再編していくイギリス政治の歴史的変容が、日本の政治における言説に与えた影響を分析していくことにしたい。

＜授業内容・方法＞

演習では、現代イギリス政治の動向と日本への影響をまず知るために、細谷雄一『倫理的な戦争——トニー・ブレアの栄光と挫折』（慶應大学出版会、2009年）と菅直人『大臣増補版』（岩波新書、2009年）を読み比べる。その後、福沢諭吉、陸奥宗光、林董、幣原喜重郎、石橋湛山、河合栄次郎らの論説を自伝・評伝などとともに読み合わせていく。また戦後については、高坂正堯、松下圭一、山口二郎といった政治学者の論説を、それぞれ一九六〇年外から八〇年代の自民党、一九六〇年代から一九七〇年代の革新自治体、一九九〇年代以降の政治改革といった諸状況と関連づけながら読みあわせていく。これらの多くが、官僚制批判の契機をはらんでいることが、行政学という学のあり方を照射するであろう。

授業科目：社会資本整備政策演習（4単位）

責任教員：小玉 典彦

配当学年：M1・2年

開講学期：前期

週授業回数：2回

<目的>

道路、河川、空港、まちづくり、住宅などの社会資本整備をめぐる様々な政策課題のうち、社会的にも議論となっているようなテーマ（例えば、八ツ場ダムの建設中止問題、高速道路の無料化問題、羽田空港の国際化問題など）をオムニバス形式でとりあげ、それらについて参加者全員で議論することにより、多角的な視点から物事を考える能力を身につけることを目的とする。

<授業内容・方法>

原則として毎週1つのテーマをとりあげ、1コマ目で、予め指定された2名の参加者からレジュメを基に報告してもらうとともに、2コマ目で、その報告を基に参加者全員で質疑・討論を行う。報告回数は、参加者の人数にもよるが、1人当たり1～2回程度を予定している。

実際に取り上げるテーマなど、演習の詳細については、初回のガイダンスの際に説明するので、参加希望者は必ず出席すること。

<教科書・教材>

教科書は特に用いず、必要に応じて資料を配布する。

参考書は、適宜紹介する。

<成績評価の方法>

通常時からの演習への積極性を、最も重視する。その他、報告や発言の内容、出席状況等も勘案し、総合的に評価する。

<その他>

川内キャンパスにおいて、学部、研究大学院との合同で行う。

参加者数は、10数名を予定している。

授業科目：A S E A N論演習（2単位）

責任教員：橋本 逸男

配当学年：M 1・2年

開講学期：後期

週授業回数：1回

＜目 的＞

一国の対外関係のありようは、国の存立・興亡にも関わる大事である。本授業では、我が国の対外関係上重要であり、国際的にも益々重要性を高めているA S E A Nについて、東南アジア地域の概況を含めた各国の状況、A S E A N組織の成立、発展と「統合」への動き、他の国際組織との協働、日本（及び中国・韓国）の対A S E A N協力と「東アジア共同体」樹立の可能性（E Uとの比較を含む）等を、系統立てて、幅広く、深く学ぶこと及びそうした知識、理解に基き、日本・A S E A N関係のあり方及び将来の姿を考えることを目的とする。

＜授業内容・方法＞

概ね以下のテーマ・内容とし、主要な論点につき教員より講義を行う他、隨時、受講生からの発表・報告、全員による関係文献・資料（邦文・英文の他、中国語文のものも含む）の講読、討論等も実施する。（なお、教員は外務省出身で日本・A S E A N関係、日中関係にも携わった経験があり、実地体験、現場感覚を加味した指導を行う。）

各テーマ・論点への時間の配分、具体的な「進度」は、受講生の関心、反応と理解度、討論の状況、国際情勢の推移等をも踏まえて、隨時調整しつつ授業を実施する。

1. 総論：東南アジア概論、対日関係（含太平洋戦争関連）、各国の現況、外交論一般等
2. A S E A Nの前史と日本の戦後外交：賠償問題、旧宗主国との関係、冷戦、ベトナム戦争等
3. A S E A Nの成立と発展：成立の経緯、組織の概要・拡大、メンバー諸国の経済発展、「統合」への動き、“福田外交”等。受講生の発表・討論、文書講読を含む。
4. A S E A Nの「統合」：具体的な動き、その加速化と問題点、“A S E A Nウェイ”、A S E A N憲章、E Uとの比較等。文書講読、受講生の発表・討論を含む。
5. A S E A Nの他組織との協働等：A P E C、A S E M等との関係、東アジア・サミット、「東アジア共同体」？
6. 日本（及び中国・韓国）とA S E A N、「東アジア共同体」？：増大する中国の関心、日本の考え方、諸域外国の思惑等。受講生の発表・討論を含む。
7. 日・A S E A N関係の将来と日本外交：将来の日・A S E A N関係の展望（部分的に日中関係を含む）、「まとめ」。受講生の発表・討論を含む。

<教科書・教材>

簡明な基本書を二、三紹介する。授業時にレジュメを配布し、併せて参考すべき文献、資料等を挙げる。

外務省の関係資料、特に“外交青書”、“ODA白書”、ホームページのASEAN関係部分は基本資料として重要。日本・ASEANセンターの資料、JETRO発行資料等も隨時使用する。

ASEANは、そして「統合」のプロセスは現に発展・進行しており、その動きを把握するには、新聞、テレビの報道をフォローすることも重要である。

<成績評価の方法>

レポートの評価及び授業への出席・貢献を概ね半々の比重で成績を評価する。

レポートの課題としては、上記（本授業の）「目的」の受講生に於ける達成ぶりが反映され得るテーマを選ぶ。

右「目的」の達成及びレポートの作成には、上に挙げた教材等及び関連する書籍一般を広く学習することが重要であるが、各受講生に於いて、講義に出席し、よく聴き、深く考え、討論にも積極的に参加することは不可欠である。

<その他>

担当教員は外務省出身であり、実際の経験、現場の感覚を踏まえた講義、指導を行う予定である。講義は、国際政治、国際関係論、国際法等に特化したものではない。

必要・求めに応じ、同教員より隨時授業・学習関係での助言・指導を行う。また、外務省、対外関係機関、国際機関等への就職希望者には、適宜助言・ガイダンスを行う。

授業終了時等教室に於けるコンタクトが望ましいが、研究室（法614）でも可。但し、事前に連絡すること。連絡先は、電話・FAX 022-795-6200。

授業科目：西洋政治思想史演習（4 単位）

責任教員：犬塚 元

配当学年：M1・2年

開講学期：通年

週授業回数：隔週2回

＜目的＞

授業の目的と概要：

政治思想史分野の文献購読である。政治思想史研究において扱う資料は、便宜的に、一次資料（原典）と二次資料（研究書）とに区別できるが、この演習では、それらを交互に扱っていく予定である。まずは、以下の研究書からスタートする。

J.G.A. Pocock, *Political Thought and History: Essays on Theory and Method*, Cambridge: Cambridge University Press, 2009, ISBN: 9780521886574 (hbk) ; 9780521714068 (pbk) .

これは、政治思想史研究の第一人者のひとりとされるジョン・ポーコックの近刊であり、政治思想としての歴史叙述、歴史叙述としての政治思想史研究、等のテーマを論じたものである。

学習の到達目標：

- ・一次資料（原典）と二次資料（研究書）それぞれについての読解能力を高めること。

＜授業内容・方法＞

各回を、担当者の報告、コメント、ディスカッションの順で構成する。参加者は、各回の予習、および積極的なコミットメントが絶対的に必要である。

＜教科書・教材＞

別途指示する。原則として、参加者各自がテクストを購入することがぞましい。最初に購読する予定の上記文献については、参加者は、早急に購入手配をしたほうがよい。

＜成績評価の方法＞

平常点

＜その他＞

参加希望者は初回に必ず出席すること。

Japan, East Asia and the World

Credits: 4

Professor Hitoshi OHNISHI & Visiting Associate Professor SON, Key-Young

Seminar Course

The latter semester (October 2010-January 2011)

2:40-5:50p.m. on Wednesday

Only graduate students can enroll in this seminar course

The purpose of this seminar course is to discuss the role of Japan in East Asia and the world.

The details will be presented at the orientation which will take place on Seminar Room 1 , School of Law from 2:40 p.m. on Wednesday, 6 October, 2010. The students who wish to take the course are requested to be present at the orientation.

公共政策大学院
授業日程等

平成22（2010年）度授業日程

(公共政策大学院)

授業等の区分	授業等の日程
前期授業	4月9日(金)～7月22日(木)
前期科目試験	7月23日(金)～8月9日(月)
夏季休業	8月10日(火)～8月20日(金)
連続講義	8月23日(月)～9月28日(火)
連続講義試験	9月29日(水)～9月30日(木)
後期授業	10月1日(金)～12月22日(水)
冬季休業	12月23日(木)～1月5日(水)
後期授業	1月6日(木)～1月27日(木)
後期科目試験	1月28日(金)～2月10日(木)

授業時間

第1講時	8：50	～	10：20
第2講時	10：30	～	12：00
第3講時	13：00	～	14：30
第4講時	14：40	～	16：10
第5講時	16：20	～	17：50
第6講時	18：00	～	19：30